

第6章 ブラジル

―農業セクター概観と主要穀物¹（大豆・トウモロコシ）産業の動向―

林 瑞穂

1. はじめに

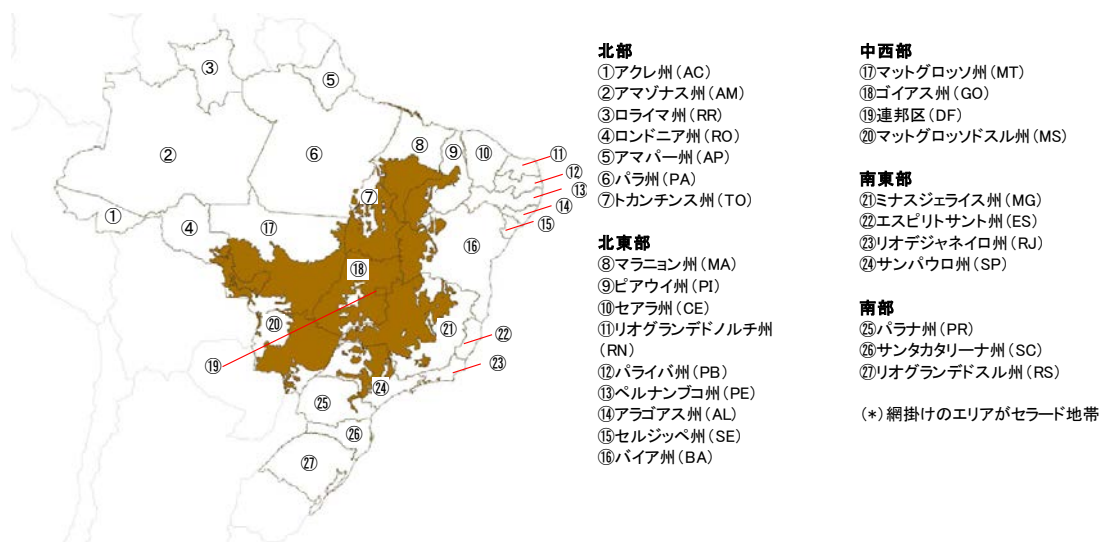
2016/2017年度のブラジルにおける穀物（油糧種子を含む）生産の実績は、同国農業史上最高の収穫量を記録し、特に、大豆・トウモロコシは、生産量・輸出量で米国に迫る水準にまで至った。この増産傾向は、2017/2018年度も継続する見通しである。本章では、ブラジルの主要農産物である大豆・トウモロコシを中心テーマに、主要作物に関わる生産動向とその商流、そしてブラジル国内の物流問題について言及する。

また、ブラジル農業の概況と、農業セクターを巡る歴史や制度的枠組みについても、本章の前段で触れる。

2. 農業セクター概観

（1）概況

ブラジル連邦共和国（以下、ブラジル）は、面積約850万km²（世界第5位）、東西4,319.4km、南北4,394.7kmという広大な国土を有している。その国土は、行政区分ではないものの、共通する地理的特性をまとめて、以下の第1図で示す北部、北東部、中西部、南東部、南部の五地域²に分類される。国土利用は、全体の約66%が森林および保護地域となっており、採草放牧地が約21%、そして耕地および植林地として利用されている割合は僅か9%程度（第1表）という状況である。



第1図 ブラジルの地図

資料：WWF 資料から筆者作成。

第1表 ブラジル国土利用の状況

分類	細分類	面積 (万km ²)	比率
農地	耕地および植林地	76.5	9.0%
	採草放牧地	180.3	21.2%
	小計	256.8	30.2%
森林&保護地域	農地内の保全地域	174.3	20.5%
	法定保留地	111.4	13.1%
	インディオ保留地	117.3	13.8%
	未開拓地域	160.7	18.9%
	小計	563.7	66.3%
その他	市街地、道路等	29.8	3.5%
全体		850.3	100.0%

資料：EMBRAPA 資料から筆者作成。

第2表では、2016年の地域別農産物生産額ランキングを示している。既述のように国土は東西南北に大きく広がっていることから、多様な気候³と植生⁴を有しており、その結果、同国の農作物は非常に多様性⁵に富んでいる。大豆やトウモロコシは、ブラジル全土で生産されているが、それ以外の作物については地域の特性が現れている。例えば、熱帯雨林気候のアマゾン地域にあたる北部は、バナナ・カカオ・胡椒等の熱帯植物が主要農産物として名前を連ねている。サバナ気候・ステップ気候に属している北東部は、ブラジルの伝統的な作物であるサトウキビが主要作物として栽培されている。熱帯雨林気候・サバナ気候のマトグロッソ州を中心とした中西部は、詳細は後述するが、第1図の地図の網掛け部分であるセラード地帯⁶の土壤開発を行ったことにより、大豆とトウモロコシだけで同地域の生産額の70%以上を占めており世界でも有数の穀倉地帯となった。南東部は、広いエリアでサバ

ナ気候に属しているが、サンパウロ州の一部では温暖湿潤気候に属している。この地域で、伝統的なサトウキビやコーヒーの他、オレンジやトマト等の様々な農産物を生産している。温暖湿潤気候・西岸海洋性気候に属する南部は、ブラジルの中では古くからの穀物生産地帯であり、パラナ州を中心に大豆・トウモロコシ・コメ・小麦の生産が行われている。また、緯度が高いことから、冷涼な土地で栽培されるリンゴや、ランキングには現れていないもののブドウ生産も行われている。

第2表 地域別農産物生産額ランキング (2016年)

単位 (千レアル)	北部			北東部			中西部		
	農産物	生産額	割合	農産物	生産額	割合	農産物	生産額	割合
1	大豆	4,404,165	26.6%	大豆	5,551,985	17.8%	大豆	46,061,761	54.9%
2	キャッサバ	3,762,760	22.7%	サトウキビ	4,656,463	15.0%	トウモロコシ	14,909,900	17.8%
3	トウモロコシ	1,208,031	7.3%	バナナ	2,734,344	8.8%	サトウキビ	10,899,828	13.0%
4	バナナ	1,182,645	7.1%	トウモロコシ	2,344,637	7.5%	綿花	5,409,038	6.5%
5	カカオ	840,995	5.1%	キャッサバ	2,044,323	6.6%	フェイジョン	2,468,940	2.9%
6	胡椒	838,464	5.1%	綿花	1,358,927	4.4%	キャッサバ	762,682	0.9%
7	パイナップル	837,152	5.1%	フェイジョン	1,224,748	3.9%	コメ	539,241	0.6%
8	コメ	830,269	5.0%	カカオ	1,108,581	3.6%	トマト	502,057	0.6%
9	コーヒー	469,403	2.8%	コーヒー	894,695	2.9%	バナナ	336,640	0.4%
10	デンデヤシ	383,151	2.3%	パパイヤ	870,342	2.8%	ニンニク	291,421	0.3%
	その他	1,796,019	10.9%	その他	8,342,886	26.8%	その他	1,647,780	2.0%
	合計	16,553,054	100.0%	合計	31,131,931	100.0%	合計	83,829,288	100.0%

単位 (千レアル)	南東部			南部			ブラジル全体		
	農産物	生産額	割合	農産物	生産額	割合	農産物	生産額	割合
1	サトウキビ	32,615,642	33.7%	大豆	40,368,591	45.3%	大豆	104,898,732	33.0%
2	コーヒー	19,440,355	20.1%	トウモロコシ	12,227,628	13.7%	サトウキビ	51,600,903	16.3%
3	大豆	8,512,230	8.8%	コメ	7,041,838	7.9%	トウモロコシ	37,668,722	11.9%
4	トウモロコシ	6,978,526	7.2%	タバコ	5,678,897	6.4%	コーヒー	21,360,915	6.7%
5	オレンジ	6,660,800	6.9%	小麦	3,526,321	4.0%	キャッサバ	10,320,962	3.3%
6	フェイジョン	3,455,122	3.6%	サトウキビ	3,049,698	3.4%	フェイジョン	9,740,089	3.1%
7	トマト	3,195,133	3.3%	キャッサバ	2,687,888	3.0%	コメ	8,725,929	2.7%
8	バナナ	3,169,031	3.3%	フェイジョン	2,394,879	2.7%	オレンジ	8,380,099	2.6%
9	ジャガイモ	2,923,979	3.0%	ジャガイモ	2,250,954	2.5%	バナナ	8,313,352	2.6%
10	キャッサバ	1,063,309	1.1%	リンゴ	1,624,846	1.8%	綿花	6,909,528	2.2%
	その他	8,799,939	9.1%	その他	8,275,623	9.3%	その他	49,536,271	15.6%
	合計	96,814,066	100.0%	合計	89,127,163	100.0%	合計	317,455,502	100.0%

資料：IBGE 資料から筆者作成。

上述した主要農産物のうちの多くの産品が世界でトップクラスの生産量と輸出量を記録している（第3表）。そして、コーヒーや砂糖のような伝統的な熱帯農作物だけでなく、大豆、トウモロコシ、オレンジジュースという非伝統的作物でも世界有数の輸出国となっている。ブラジルは、ラテンアメリカ諸国に多く見られる単一作物に依存した経済から、アメリカやオーストラリアのように、複数の農産物を輸出する農業大国へと変貌を遂げているのである。

第3表 ブラジルの農産物生産量・輸出量世界ランキング（2016/2017年度）

	生産量		輸出量	
	ランキング	シェア(%)	ランキング	シェア(%)
コーヒー	1	35.9%	1	27.3%
砂糖	1	21.9%	1	46.9%
オレンジジュース(*)	1	54.6%	1	73.4%
大豆	2	32.5%	1	42.8%
トウモロコシ	3	9.2%	2	22.0%
綿花	5	6.6%	4	9.6%

(*) 2015/2016年度の値

資料：IEG/FNP 資料から筆者作成。

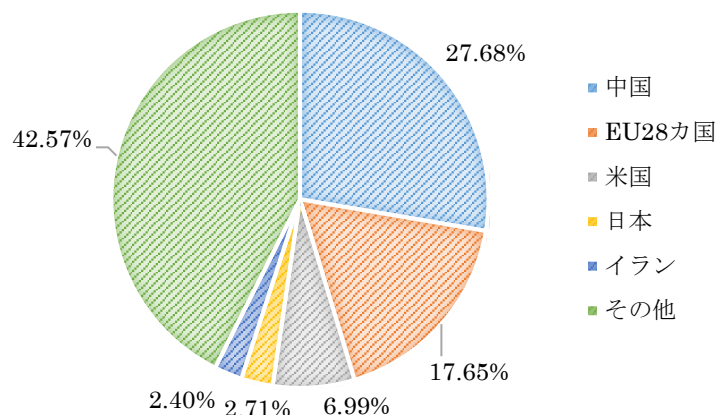
第4表は、ブラジルにおける農産物の輸出金額および輸出量の推移（2016年－2017年）を示している。大豆・大豆製品が主要産品であり、2017年の輸出金額では農産物輸出全体の33.0%、輸出量においては同46.3%を占めている。また、同生産物の量・金額ともに、前年比20%超の伸び率を示した。大豆に次いで、単価の高い食肉が全体の16.1%を占め、前年対比8.9%の増加となった。2017年3月17日、ブラジルの食肉産業は、一部の食肉会社が、ブラジル農務省の検査機関や政治家に贈賄を行うことで、食品衛生上、販売に適さない肉の流通を認めてもらうという「食肉偽装事件」が、ブラジル連邦警察の捜査によって発覚するという事態に直面した。これは、政権与党やJBS・ブラジルフードのような大手食肉会社を巻き込む事件となり、世界各国が、事態が判明するまでブラジルからの食肉輸入を抑制するという状況に発展した。それでも2017年の食肉輸出額が伸びたのは、調査の結果、組織的な汚職でなかったことが次第に判ってきたことから、諸外国の姿勢も軟化し、またテメル現政権が検査態勢の見直し等を行うことで、事態の収拾に迅速にあたったこともあり、輸出の機会損失を最小限に食い止めることができた結果と言えるであろう。

なお、2017年においてブラジルの最大の農産物輸出相手国は中国になっている。

第4表 ブラジルの農産物輸出額および輸出量推移

単位： (輸出額) 百万ドル (輸出量) キトン	輸出額				輸出量			
	2016	2017	全体に 占める割合	前年対比	2016	2017	全体に 占める割合	前年対比
大豆・大豆製品	25,419	31,717	33.0%	24.8%	67,276	83,667	46.3%	24.4%
食肉	14,211	15,474	16.1%	8.9%	6,703	6,716	3.7%	0.2%
鶏肉	6,760	7,135	7.4%	5.5%	4,307	4,232	2.3%	-1.7%
牛肉	5,339	6,069	6.3%	13.7%	1,349	1,477	0.8%	9.5%
豚肉	1,470	1,612	1.7%	9.7%	720	684	0.4%	-5.0%
その他	642	658	0.7%	2.5%	327	323	0.2%	-1.2%
蔗糖・アルコール	11,344	12,233	12.7%	7.8%	30,393	29,867	16.5%	-1.7%
セルロース等	10,240	11,527	12.0%	12.6%	21,418	22,608	12.5%	5.6%
コーヒー	5,472	5,273	5.5%	-3.6%	1,918	1,737	1.0%	-9.4%
その他	18,249	19,790	20.6%	8.4%	28,937	36,187	20.0%	25.1%
合計	84,935	96,014	100.0%	13.0%	156,645	180,782	100.0%	15.4%

資料：MAPA 資料から筆者作成。



第2図 ブラジルの農産物輸出相手国 (2017年)

資料：MAPA 資料から筆者作成。

(2) ブラジル農業史

1) 植民地時代から旧共和制まで

まず、1500年のポルトガルによる「ブラジルの発見」から、1822年のポルトガルからの独立まで続いた植民地体制、そして1822年から1889年まで続いた帝政時代までのブラジルの変遷について、Fausto (1995) や金七 (2009) の内容に基づいて、農産物を切り口に見ていきたいと思う。

15世紀初頭から、ポルトガルは大航海時代が始まり、1498年にインドに到達したヴァスコ・ダ・ガマ等の航海者を輩出していた。その文脈の中で、1500年に、ペドロ・アルヴァレス・カブラルによってブラジルが「発見」された。その「発見」当初、ポルトガル本国にとって、ブラジルは香辛料交易をもたらしたインドのように魅力のある土地ではなかった。それ故に、1530年代前半頃まで、同国沿岸に植生していたパウ・ブラジルという樹木から赤い染料をヨーロッパで販売するために採取する以外に特段の経済的活動は無かった。

ところが、16世紀頃からフランスも海外領土に対する野心を露わにし、ポルトガルが扱っていたパウ・ブラジルにも関心を示し始めた。そこで、この動きに警戒感を持ったポルトガルはこれまでの姿勢を改め、1532年にマルティン・アフォンソ・デ・ソウザを遠征軍として派遣し、サンパウロの沿岸にあるサンヴィセンテに入植して実効支配した。この時に、後のブラジル経済を支えるサトウキビが、マデイラ島⁷⁾における経験を活かしたかたちで持ち込まれ、サトウキビ農園と製糖工場を設立するに至った。サンパウロ周辺から始まったサトウキビ生産は、この後、生産に適した気候条件を求め、また輸出市場であるヨーロッパに近づくよう、次第に生産地域が北上して行き、ブラジルの北東部に位置するペルナンブコやバイアにまで広がった。

ブラジルにおける砂糖生産は、ヨーロッパの砂糖に対する需要が増加した一方で、競合国が存在しなかったため、1570年から1620年の間に大きく拡大した。しかし、1618年からのヨーロッパにおける三十年戦争や1620年代のオランダによるブラジル北東部への侵略により、この拡大は鈍化した。また、1630年代には、カリブ海に進出したイギリスやフランスによってサトウキビのプランテーションが始まったことにより、ブラジルの独占状況に変化が生じた。ただし、ブラジルにとっての砂糖の重要性は変わらず、18世紀半ばにおいても、同国の輸出額の半分を占めていた。

以上のように、サトウキビがブラジル経済の礎となった一方で、生産地の北東部では、プランテーションの労働人口を養うために、キャッサバや畜産といった農産物の生産も誘発されるように誕生した。この動きは、16世紀後半からサンパウロ周辺にも生じ、入植者は、ブドウ、綿花、小麦等や、あるいは畜産を開始した。畜産は、南部に位置するサンタカタリーナやリオグランデドスルにも広がり、現在のブラジル農業の骨格を形成している。

次に、ブラジル形成の歴史において外すことのできない農産物であるコーヒーについて言及する。1727年にブラジル北部に位置するパラに、同国で初めてコーヒーの木が持ち込まれたとされている。当初は国内消費のために生産されており、1760年にはリオデジャネイロに持ち込まれた。以降、リオデジャネイロやサンパウロ周辺に生産が広まり、広大な土地や恵まれた気候風土を兼ね備えるミナスジェライスでも本格的な生産が始まった。国際的にはコーヒーが嗜好品として普及していく動きもあり、19世紀初頭には、コーヒーはブラジルの重要な輸出産品へと変貌した。このコーヒー産業の拡大に伴う資本集積は、ブラジルの南方地域を中心に、港湾設備の整備、雇用や新しい金融システムの創出、そして輸送手段の革新をもたらした。これを背景に、1870年頃には、コーヒー産業を擁していなかった北東部の衰退と南方の経済発展の差が決定づけられ、現在のブラジルが抱える最も深刻な社会問題である南北格差の構造に繋がっていくのである。

1889年に1930年まで続く旧共和制が始まると、サンパウロ州やミナスジェライス州のコーヒー産業の資本家の活動は活発化し、それに伴って、コーヒー・ブルジョアジーが登場し、これらエスタブリッシュメントによる寡頭政治が始まった。主要産業が、コーヒー産業（カフェ）であるサンパウロ州と、畜産（レイチ）のミナスジェライス州が国政を担っていたことから、「カフェコンレイチ（＝ミルクコーヒー）」体制と呼ばれた。この寡頭政治時代の一例として、1906年に導入された「タウバテー協定」が挙げられる。これはヨーロッパや米国のコーヒー需要増加に呼応するように、ブラジルはコーヒー栽培面積を拡大させてきたが、供給過多に陥ってしまい、コーヒーの国際価格は下落した。この国際価格の下落は、ブラジル通貨下落を誘発したのであるが、国内生産者に対する支払いは通貨価値下落前の為替で行われる一方、コーヒーの単価はコーヒー価格下落後で換算されるため、生産者は不利な状況に追いやられたほか、輸入製品の高騰という事象も発生した⁸。ここで、コーヒー生産者の所得を保証すべく、州の協力のもと連邦政府が生産者から一定量のコーヒーを買い上げ、国際市場価格が良好な水準のときに売却するという内容の協定を成立させたが、これは、リオデジャネイロ州、サンパウロ州、ミナスジェライス州⁹の有力なコーヒー生産者

の圧力のもと作られた制度であった。なお、結果的には、連邦政府はこの制度に対応することとはなかったため、サンパウロ州が単独で行わざるを得なかった。しかし、価格下落の速度を一定程度緩和させることに成功した。

上述のように、ブラジル政治は、コーヒー・ブルジョアジーが優位に立って進められていたが、一方、コーヒー資本の蓄積を背景に、工業化や都市化が進み、労働者・都市中産階級もこの頃に誕生した。

そして、国際環境の変化と共に、同国の基幹産業であるコーヒー産業は非常に厳しい情勢に直面することとなった。第一次世界大戦が勃発したヨーロッパの需要が減少したことを皮切りに、1920年代後半のラテンアメリカ全体におけるコーヒー過剰生産、そして1929年の世界大恐慌によってコーヒー価格は下落の一途を辿っていったのである。

その最中、大統領選を巡って、サンパウロ州とミナスジェライス州の間に亀裂が入り、サンパウロ州と、「反サンパウロ州」としてのそれ以外の地方州で構成される「自由同盟」の対立構造に発展し、「カフェコンレイチ」体制は崩壊に向かった。「自由同盟」は軍部も巻き込み、リオグランデドスル州のジェットウリオ・ヴァルガスを中心に、労働者・都市中産階級の支持を得て1930年に「ヴァルガス革命」を成功させた。この動きは、従来の寡頭政治を脱却し、中央集権化を図るものであった。

ここで現在の農業において重要な生産地である南部にあるリオグランデドスル州について触れておきたい。共和制時代に、同州の経済は、国内需要を取り込むべく多様化が進み、例えばコメ、トウモロコシ、フェイジョン豆、タバコ等が栽培されるほか、ワイン造りも始まった。また、トウモロコシについては、州内で消費する目的によって生産され、家畜であるブタの飼料として利用された。20世紀初頭には食肉の冷凍技術が導入されたことから、同地域の食肉産業は発展していった。ただし、サンパウロ州が輸出経済の中心として発展したのに対し、リオグランデドスル州はあくまで国内市場向けの経済構造であった。

2) 1930年代から現在まで

ここからは、中央集権化が始まった1930年から現在に至るまでの農業政策の動向について、Alston & Mueller (2016)の内容を元に整理する。

1930年代のブラジルは、コーヒーの国際市況悪化に伴い、外貨繰りが苦しくなり、思うように工業製品の輸入ができなくなるという状況に直面していた。そのため、都市工業化を指向する政策立案グループは、従来輸入に頼っていた工業製品を国内で製造する「輸入代替工業化」を主要施策として推進した。この政策は、コーヒー価格が安定した第二次世界大戦後においても継続された。「輸入代替工業化」推進のために必要な外貨資金を稼ぐ手段として、農業セクターに対する期待は大きかったものの、この間の同セクターに対する国家による産業振興策はほぼ存在しなかった。むしろ、農業セクターの生み出す所得を国内に分配すべく、農産物を輸出する際に、流通税賦課や自国通貨高を維持するほか、国内農産物の価格を低く固定しインフレ対策を行う等、同セクターのパフォーマンスに対してネガティブな影響を与える政策が採択された。しかし、そのような環境下にもかかわらず、そもそもの肥

沃な広大な土地を背景に、農業セクターは相応の実績を上げることができた。なお、国家の経済を支え、かつ既存のエリート層が関与する伝統的な農作物であるコーヒーや砂糖に対しては引き続き保護主義的な政策を採るべく、1931年国家コーヒー委員会（CNC、1933年国家コーヒー部、1946年コーヒー経済局、1952年ブラジルコーヒー院に改組）や1933年の砂糖・アルコール院（IAA）等の政府機関を設立してきた。

1960年以降のブラジルでは、労働者や零細農家の支持を背景にした左翼的な政権が、農地改革等を進めていた。そのため、ブラジルの保守勢力が持つ不安や当時の米州大陸を取り巻く環境を要因に、1964年に軍部による左派政権を否定するクーデターが発生し、1985年まで続く軍事政権が誕生することとなった。この頃のマクロ政策は、「開発主義」に基づく外貨借入に依った上からの開発であり、また輸入代替工業化の更なる推進であった。一方、農業セクターに対する姿勢は、軍政以前とは異なっており、従来型の非効率の大土地所有制を改めるべく、同セクターの近代化や農地改革に取り組んだ。また、近代化のために、後述する現農業政策の主軸である「制度金融」や「価格支持」の拡充を行ったほか、研究機関としてのブラジル農牧研究公社（EMBRAPA）を設立し、道路網や貯蔵庫に対する投資等も促進させた。しかしながら、結果として、当該政策が自給自足のために生産活動をしている零細農家に直接的な恩恵をもたらさなかったことや、農地改革については、大土地所有者に代表される既存エリート層からの抵抗もあり、一連の近代化政策は十分な成果をあげることができなかった。

経済運営が無難に行われている間は、たとえ強権的であっても、軍部が政権を担うことに対する正当性は揺るがなかったが、財政赤字や累積債務危機を要因として、インフレや景気低迷が続き、そして失業率が上昇すると、国民からの民主化を求める圧力が次第に強まった。軍部が政権維持をできなくなるまで圧力が高まった結果、1985年に民政移管が実現した。民主化の象徴として、1988年に現行憲法である『ブラジル連邦共和国憲法』が公布され、この内容はマイノリティーや社会的弱者に配慮したものとなっている。また、ドラスチックな体制変化が起きる中、政府は債務リストラのための交渉を国際金融機関と行い、その過程で市場開放や自由化を求められた。このような状況下、農業政策については、控えめながらも農地改革が継続された。既存エリート層の圧力もあり、制度として「制度金融」や「価格支持」は残されたものの、政府による補助金や介入の度合いを低下させて投資環境を整えるべく、IAAを廃止する等、市場の透明性を高めていった。

様々な試みに取り組んだ民主化以降のブラジル政府にとって、対ブラジル投資の障害となった1985年から89年までの年率3桁、1990年から94年までの年率4桁のハイパーインフレを、如何に克服するかが喫緊の課題であった。歴代の政権は、物価凍結等の財政規律を伴わないヘテロドックスなインフレ対策を行ってきたため、一旦は収束したように見えても、すぐにインフレが再燃するという状況であった。しかし、1992年に大統領になったイタマル・フランコの下で大蔵大臣を務めたカルドーゾが、1993年に「リアル計画」を実施し、その結果、インフレは急速に沈静化し、94年以降は1桁台となった。同計画は、自国通貨に対する信用を高めるべく、歳出削減等の財政均衡と米ドル相場とリンク（クロー

リング・ペッグ)した通貨を外貨準備高に応じた発行量でコントロールするオースドックスな対策であった。1999年にクローリング・ペッグから完全な変動相場制に移行したものの、同計画が導入されてから現在のテメル政権に至るまで、政権ごとに濃淡はあるものの、財政均衡主義は維持されている。

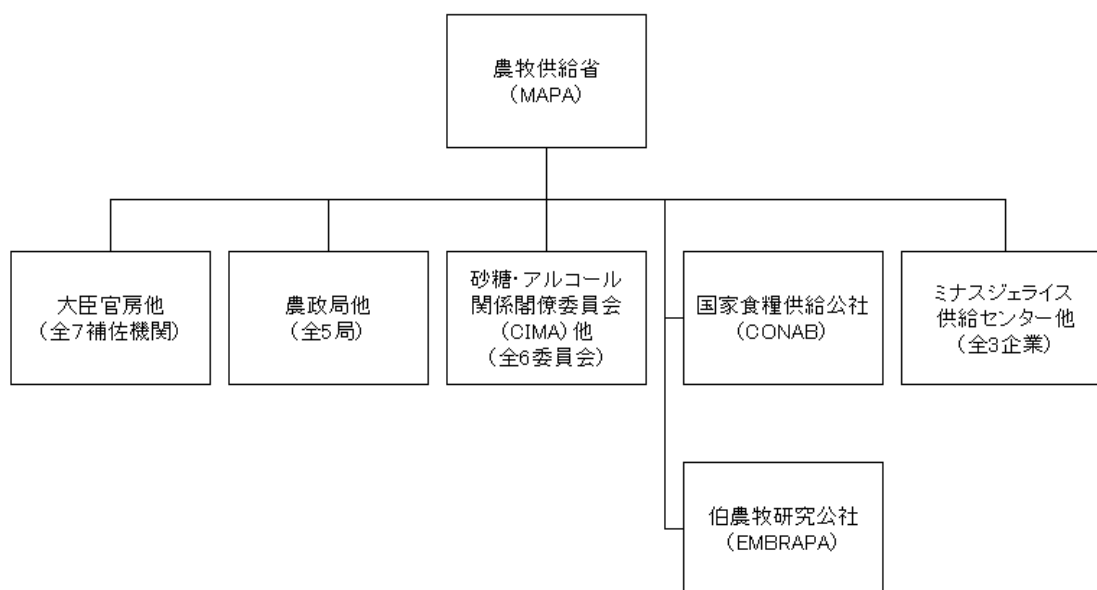
以上のように、ブラジル政府は、国内投資を促す環境を整えてきたが、これは農業セクターにとっても外国直接投資が増加するという恩恵があった。また、政府は農産物の輸出を指向しており、商品流通に対して州が課税する「商品流通サービス税(ICMS)」という税について、1996年に輸出農産品に対するICMSは課税しないとする「(通称)カンジール法」を制定する等の輸出促進策を推進した。目覚ましい経済成長を遂げた中国の旺盛な穀物需要やEMBRAPAの農業技術開発の進展等もあったが、このような政府による輸出に有利な環境作りも奏功し、現在の農業大国としてのブラジルに至ったと考えられる。

(3) ブラジル農業セクターの制度的枠組み

1) 政府組織

ブラジル農業部門を管轄する政府組織は、第3図で示しているとおり、農牧供給省(MAPA)を筆頭に、7補佐機関、5行政局、MAPAが議長を務める関係閣僚委員会が6つあるほか、公社および官民合弁企業の計5社によって構成されている。MAPAの準拠法¹⁰⁾によると、同省は、(a)生産・流通・供給・備蓄・最低価格保障に係わる農業政策、(b)養蚕を含む農牧生産・振興、(c)備蓄管理・戦略を含む農牧市場・流通・供給、(d)農業関連情報、(e)動植物衛生、(f)農牧業で使用する投入財やサービスの監督、(g)貿易に係わる財務省によって行われる行為に対するサポート行為を含む、動植物産品・その派生産品の分類・検査、(h)土壌の保護・管理・取扱い、(i)農牧関連技術研究、(j)気象学や気候学、(k)協同組合や協会、(l)農村に対する電力供給やバイオマスエネルギー、(m)農村における技術や拡張への支援、(n)コーヒー・砂糖・アルコールに対する政策、(o)蔗糖・アルコール産業に対する政府行為の企画や実行、(p)漁業・水産養殖の衛生、以上16項目に亘る農牧・水産分野の振興および監督業務に従事することと定められている。特に、伝統的かつ特定の産業である“コーヒー”及び“蔗糖・アルコール”の分野や植物由来のバイオマスエネルギーに対する関与の大きいことが特徴的であると思われる。

なお、農地改革や零細農家保護育成政策分野については、従前は農業開発省(MDA)が担当省¹¹⁾であったが、2016年5月にルセフ大統領(当時)が弾劾手続き開始に伴って停職となったことにより、暫定大統領に就任したテメル氏が、省庁のスリム化を図る施策の一環として、大統領府官房庁内に家内農業・農業開発特別局(SEAD)を設立し、こちらにMDAの行政機能を移管した。



第3図 農牧供給省（MAPA）組織図（2017年11月1日時点）

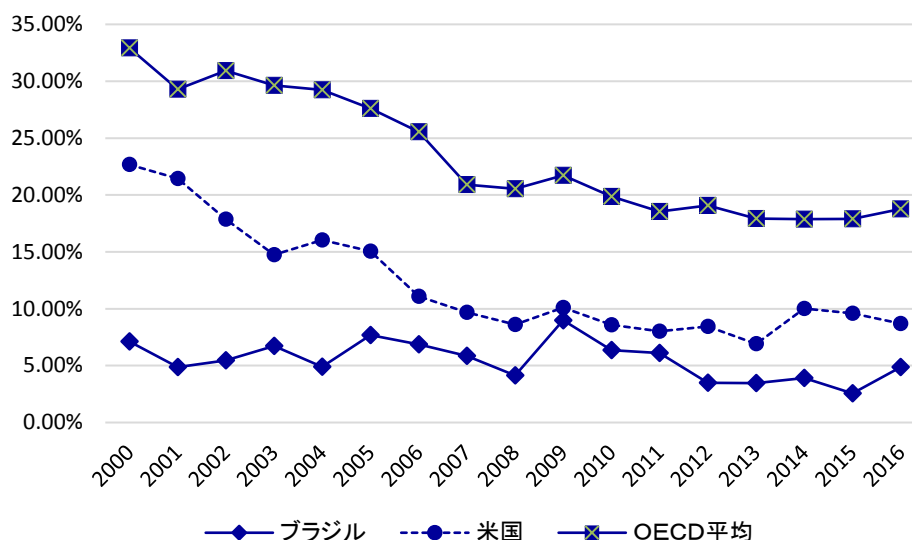
資料：MAPA ホームページ。

ブラジル農業の振興や監督を行う MAPA の監督下には、国家食糧供給公社 (CONAB) や伯農牧研究公社 (EMBRAPA) がある。CONAB は、ブラジル全土における生産者からエンドユーザーまでの農産物ビジネスフローに関与している¹²。作付け・収穫・在庫に関するタイミング決定に係わるほか、政府が定める最低価格にて農産物を購入することで生産者価格の安定を図り、また購入した農産物を市場に供給することで国民に対する食料の安定供給という責務を果たしている。その他、生産や価格に関する統計の取りまとめも行っている。一方、EMBRAPA は、産官学で構成される国家農牧研究体制 (SNPA) とともに、熱帯農業の特性を持つブラジル農牧業のための技術開発や研究を行う機関¹³であり、セラード開発の際にも土壌改良等で重要な役割を担った。

2) 農業政策

従前のブラジルにおける農業政策は、農業セクター全体に対する政府の直接介入による保護政策が推進されていた。しかし、1990年代に国際金融機関の求めに応じて実施された構造調整を契機に、政府の関与度合いを大きく見直すことになり、現在では世界的にも公的支援の水準は低いものとなった。農業政策の動向をモニターする指標としては、OECD が算出する「農業政策により生じる、農場出荷段階で計測される消費者および納税者から生産者への金銭的移転の年間総額を示す指標¹⁴」である生産者支持推定量 (PSE) が一般的に用いられるため、同指標の動向を紹介する。PSE は、国内価格と国際価格の差である内外価格差に生産量を乗じた値に政府の財政支出を足したものであり、その PSE を生産額で除して生産者保護の程度を計る (%PSE)。2000年以降の %PSE の推移を表した第4図による

と、ブラジルは過去 17 年の平均が 5.49%であるのに対して、米国は保護の程度を改善してはいるが平均 12.21%である。また、OECD 全体では 23.43%とブラジルより相当高い水準にある。なお、上述の内外価格差に生産量を乗じた金額は市場価格支持と呼ばれ、ブラジルの 2016 年における PSE 総額は 73.6 億ドルであるが、この内 52.7%にあたる 38.8 億ドルが市場価格支持、残りの 47.3%に当たる 34.8 億ドルは、税制や貸出金利優遇等を含む財政支出で構成されている。



第4図 生産者支持推定量 (%PSE) 推移

資料：OECD 資料から筆者作成。

現在では、ブラジル政府は、MAPA の準拠法にも言及されているコーヒー産業、蔗糖・アルコール産業やバイオマスエネルギー分野の振興やインフラ開発を行う他は、制度金融、価格支持、農業保険、ゾーニングの 4 つの基本政策を産業振興ツールとして活用している。なお、この 4 つの政策ツールについて、毎年 MAPA は計画概要¹⁵を公表しており、2017 年 11 月時点では、2017 年 7 月 1 日から 2018 年 6 月末までを対象とした『農牧業計画 2017／2018 (Plano Agrícola e Pecuário 2017/2018)』が最新のものである。以下、本資料を参考に詳細を言及する。

(i) 制度金融

ブラジルには、全国農業融資制度 (SNCR) と呼ばれる農業セクターに対する融資システムがある。これは、同国の金融制度を定める国家通貨審議会 (CMN) によって規定され、CMN の下部組織であるブラジル中央銀行が作成する農業融資手引 (MCR) に基づき、金融機関等によって実行される。この制度は、農業生産者や協同組合が、投資、生産流通に係わる費用・イノベーション等のために、市場レートに比べ低利にて資金調達ができるように支

援するものであり、ブラジル中央銀行・ブラジル銀行・北東部銀行・アマゾンニア銀行の4金融機関を中核に、ブラジル国立経済社会開発銀行（BNDES）¹⁶や民間商業銀行・ブラジル連邦貯蓄銀行（CEF）等の金融機関が主要な資金の出し手として位置付けられている。

第5表は、2017/2018年度の制度金融における計画を示している。MAPAの発表によると、全体で、前年度対比2.5%増加となる1,884億レアルを計画しており、その内訳は、生産者や協同組合にとって運転資金に該当する生産・流通・販売資金が1,503億レアル、設備や技術改良のための投資資金が381億レアルとなっている。また、適用金利¹⁷は、足下のインフレ率低位安定によって政策金利が引き下げられたこともあり、前年度対比1.0%低い水準となった。なお、第5表の金利欄に記載されている「TJLP（=Taxa de Juros de Longo Prazo）」とは、インフレ率とリスクプレミアムに基づいて算出される長期貸出に利用されるベースレートである。

第5表 2017/2018年度制度金融の実行計画

(単位:金額 十億レアル)	2016/2017	2017/2018		
	金額	金額	期間	金利
生産・流通・販売資金(a=b+i)	149.8	150.3		
適用金利定め 有り(b=c+d+e+f+g+h)	115.6	116.3		
一般農業融資(c)	81.6	74.1	14ヶ月	8.50%
国家中規模農家補助プログラム(Pronamp)(d)	15.7	18.0	14ヶ月	7.50%
コーヒー生産者経済防衛基金(Funcaf�)(e)	4.6	4.9	収穫後90日	8.50%
憲法基金(f)	1.7	3.6	規定無し	借入人規模に応じて
アルコールストック(g)	2.0	2.0	270日	TJLP+3.7%
アグリビジネス信用証券(LCA)(h)	10.0	13.7	規定無し	12.75%
適用金利定め 無し(i)	34.2	34.0	14ヶ月	-
投資資金(j=k+p)	34.0	38.1		
適用金利定め 有り(k=l+m+n+o)	29.3	33.0		
憲法基金(l)	4.6	5.9	12年	借入人規模に応じて
ブラジル国家社会経済開発銀行(BNDES)農業プログラム(m)	-	2.0	規定無し	TJLP+3.7%
農業革新プログラム(Prorenova Rural)(n)	-	1.5	18ヶ月	TJLP+3.7%
その他(o)	24.7	23.6	-	-
適用金利定め 無し(p)	4.7	5.1	規定無し	-
合計(a+j)	183.8	188.4		

資料：MAPAの資料から筆者作成。

第6表は、2016/2017年度の制度金融実行金額を原資別にまとめたものである。表の中の番号順に、以下言及する。

まず1番目の農業定期預金(Poupan a Rural)についてである。これは、顧客から同預金を集めた市中金融機関が、同預金平均残高の65%を、農業セクター宛融資に振り分けることが求められる預金である。主に、第5表の「生産・流通・販売資金」の内訳にある適用金利定めのある一般農業融資に充当される。金融機関にとって同預金は、調達した資金に対

する使途制約があるものの、通常の預金よりは低利で調達できる魅力がある。一方、預金者にとっては、この形態で預けると、通常の金融商品よりリターンは低いものの、金利収益に対する源泉徴収税は免除されるというメリットがある。

次に2番目の強制的原資 (Recursos Obrigatórios) についてである。これは、商業銀行・投資銀行・連邦貯蓄銀行に対して、これら銀行が保有する顧客性預金 (vista) の平均残高¹⁸の34%を農業セクター宛融資に振り分けることが求められるものである。通常、ブラジルで銀行ライセンスを持つ形態の金融機関は、上述の顧客性預金の平均残高の45%を、国内の流動性管理の観点からブラジル中央銀行に強制預託金として預けることが義務化されている。また、この預け金には金利が付与されないことから、金融機関にとって、強制預託金制度により、調達した資金の有効活用ができていないことになる。しかし、農業セクター宛に融資を行った場合、その預託金額を算出する元となる平均残高から融資残高を控除することが認められている。したがって、この融資制度は、金融機関はクレジットリスクを負うものの、運用できない預託金額を圧縮し、本来は金利付与されない資金が金利収益を生むため、この点は金融機関にとってのメリットとなる。

3番目のアグリビジネス信用証券 (Letra de Crédito do Agronegócio/LCA) は金融債の1つであり、発行体である金融機関は、LCAを通じて調達した金額の35%を農業セクター宛の融資に利用することが求められている。なお、LCAは、発行金融機関が過去に取り組んでいる農業融資債権を担保として起債されていることから、当該債券を購入する投資家にとって、仮にLCA発行金融機関が破綻しても、その裏付け資産として別債権があるため、クレジットリスクが軽減された商品設計となっている。また、金融機関にとっては、既存の債権を有効活用した調達手段であり、かつ通常の預金と異なり、調達資金はブラジル中央銀行宛の強制預託金の対象にならないというメリットもあるスキームである。

4番目のBNDESは、貯蔵庫や灌漑設備のための融資等の様々な農業融資制度を提供できる国営開発銀行であり、また市中金融機関に対して、資金使途を限定するものの市場調達レートより低利のレアル資金を供給する。市場調達レートと金融機関に渡すレートの差を、財務局が補填することでこの融資モデルを可能にしている。なお、BNDESのスキームを活用して行った農業セクター宛融資のクレジットリスクは、基本的には市中金融機関が負うものであり、BNDESは資金供給先である金融機関のリスクを取るることとなる。

5番目の憲法基金は、1988年ブラジル連邦共和国憲法の第159条によって、所得税と工業製品税の税収の3%をブラジルの北部・北東部・中西部の地方開発に充当することが定められており、また1989年の法律7,827号で詳細が規定されているものである。現在は、北部融資憲法基金 (FNO)・北東部融資憲法基金 (FNE)・中西部融資憲法基金 (FCO) の3つがあり、FNOはアマゾニア銀行、FNEは北東部銀行、FCOはブラジル銀行を經由して融資が行われ、その一部が農業セクター宛に行われている。

6番目の一般資金は、金融機関が行う通常の貸出形態を示しており、7番目のコーヒー生産者経済防衛基金 (Funcafé) は、1986年の大統領令2,295号で制定され、具体的な内容は、1987年の法令94,874号で定められた、コーヒー産業の保護育成やコーヒー輸出促進

のために設立された基金からの融資である。基金は、コーヒー産業から徴収した税や寄付金等で成り立っており、Funcafé のプログラムによる融資は市中金融機関経由で行われる。最後のその他は、財務局や州政府の資金を原資とした融資等が計上されている。

これまで見てきたように、ブラジルの制度融資の特性としては、枠組みこそ政府が作成しているものの、その原資調達コストやクレジットリスクは、実際に融資を行う市中金融機関が負うところが多いモデルであり、BNDES に対する利子補給や憲法基金等を除くと、財政出動型の制度ではない。

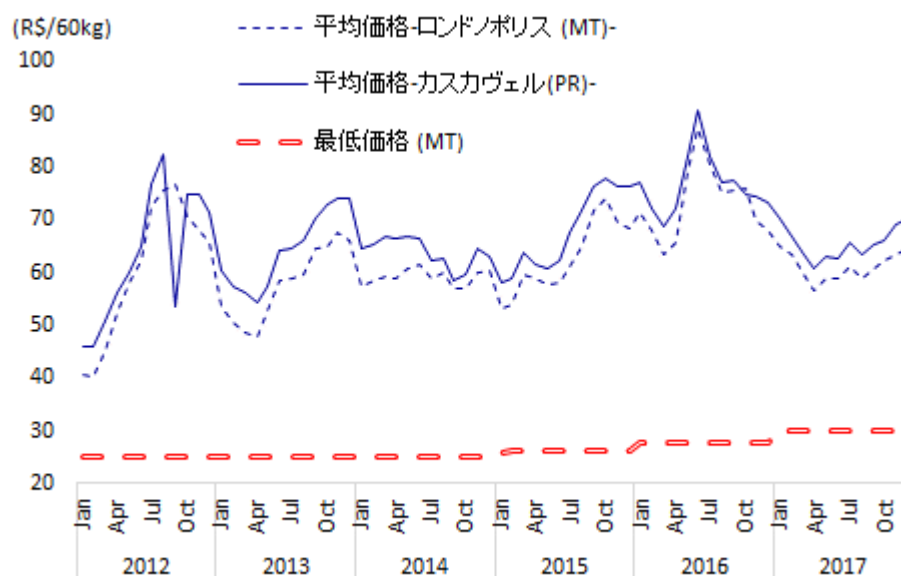
第 6 表 2016/2017 年度原資別制度金融の融資実績

単位: 十億レアル	金額	比率
1. 農業定期預金	48.2	31.7%
2. 強制的原資	47.2	31.0%
3. アグリビジネス信用証券	17.8	11.7%
4. BNDES	15.8	10.4%
5. 憲法基金	10.7	7.0%
6. 一般資金	5.7	3.8%
7. Funcafé	2.5	1.6%
8. その他	4.2	2.7%
合計	152.1	100.0%

資料：ブラジル中央銀行資料から筆者作成。

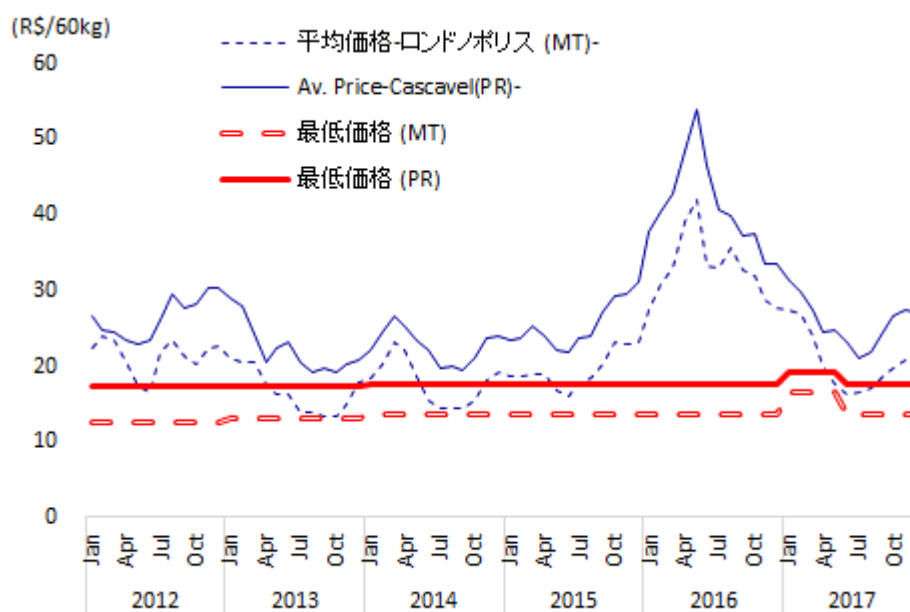
（ii）価格支持

ブラジルにおける農産物価格支持政策は、市場価格の変動に対処し、また国内の食料供給の安定化を目的として制定された最低価格保証政策（PGPM）が該当する。最低価格は財務省や企画・予算・運営省とともに MAPA を中心に決定され、同価格に基づいて、CONAB による農産物購入等が実施される。一例¹⁹として、第 5 図と第 6 図に大豆とトウモロコシのマト Grosso 州（MT）とパラナ州（PR）の生産者価格平均と最低価格との推移を示している。これらの表を見て分かるとおり、最低価格は生産者価格より低い水準で設定されており、市場メカニズムは機能していると言えるであろう。なお、大豆の最低価格は、ブラジル全土一律に設定されており、2017 年 10 月時点では 60kg 当たり 30.17 レアルで運営されている。一方、トウモロコシについては、地域ごとに設定されており、60kg 当たりマト Grosso 州は 2017 年 9 月時点で 13.56 レアル、パラナ州は 17.67 レアルで運営されている。



第5図 大豆の生産者価格平均と最低価格との推移

資料：MAPA 資料から筆者作成.



第6図 トウモロコシの生産者価格平均と最低価格との推移

資料：MAPA 資料から筆者作成.

次に、PGPM の制度に基づいて行われる各種プログラムについて触れたい。同制度に対して、2017/2018 年度（対象時期は 2018 年 1 月から 12 月末まで）予算は 14 億レアルを計上しているが、手法としては購入と融資という 2 つの形態が存在する。

まず、購入を通じた手法についてであるが、主に5パターンがある。1つ目は、連邦政府買上制度（AGF: Aquisição do Governo Federal）である。これは、市場価格が最低価格を下回った場合、政府が CONAB を通じて生産者や農協から購入する制度であり、購入された農作物は全国にある CONAB の貯蔵庫で管理される。

2つ目は、生産者購入プレミアム（PEP: Prêmio para Escoamento de Produto）という制度である。これは、政府による購入ではなく、流通業者が生産者・農協から最低価格で購入し、市場価格との乖離については政府が流通業者に対して補填する仕組みである。

3つ目は、生産者宛支払均等化プレミアム（PEPRO: Prêmio Equalizador para o Produtor）であるが、これは生産者や農協が売却する農産物について最低価格で販売することを保証したシステムであり、政府が市場価格と最低価格の差を生産者・農協サイドに補填する。これら PEP や PEPRO の何れも市場価格が最低価格を下回った場合に、政府は補填のための入札を行う。

4つ目は、販売オプション契約（COV: Contrato de Opção de Venda）である。この制度は、生産者が連邦政府に対してある決められた時期に決められた金額で売ることができるオプションを購入することで、市場価格が生産者の期待する水準を下回った際に、同オプションを行使できるものである。COV は、AGF と異なり、政府が直ちに購入義務を負うものでないため、生産者に対する保険としての機能を果たすほか、国内市場に対しても一定の価格の目安を示すことができることから、合理的なシステムと考えられている。なお、この取引は、ブラジルのクリアリングハウスである CETIP を経由して行われる。

最後に民間リスクオプションプレミアム（PROP: Prêmio de Risco de Opção Privada）であるが、これは、政府が農産物を購入する民間企業に対して、市場価格が最低価格を下回った場合の差額をプレミアムとして払うオプションを売却するプログラムである。同プログラムの前提には、民間企業版の COV がある。すなわち、政府の代わりに民間企業が、農家や農協に COV と同じ内容のオプションを売却し、仮に農作物の市場価格が予め定められた価格より下回った場合に、その民間企業は購入する義務が生じる。その際のリスクをヘッジするために、PROP が利用される。このプログラムは、政府による直接購入を原因とした財政負担を軽減できるほか、民間の商取引のリスクを軽減するメカニズムを提供するため、取引の活性化を促す等の効果も期待される。

次に、連邦政府融資（EGF: Empréstimo do Governo Federal）という融資を通じたプログラムについてである。EGF は、金融機関が、生産者や農協宛に融資を行う代わりに、最低価格を基準に農作物を担保として徴求する制度である。この農作物は、CONAB によって国の食料貯蔵として管理されるが、金融機関宛の返済タイミングにおいて、市況価格が最低価格を下回った場合、債務者である生産者や農協は、最低価格で政府にその農産物を売ることができ、その代金が債務返済に充てられる。したがって、市況が芳しくない時の在庫を支える資金の調達手段として同プログラムが存在する。なお、EGF と同じ仕組みを持つ、価格支持を目的とした特別融資枠（LEC: Linha Especial de Crédito）というプログラムがあるが、これは、EGF が最低価格に基づき機能するのに対して、最低価格とはリンクしない

パラメーターで融資実行されるため、債務者である生産者や農協にとっては EGF より柔軟性があるプログラムとなっている。

ここまで最低価格保障政策を実行するツールの概要について言及してきたが、同政策についても政府は、生産者や農協の所得の安定を図り食料流通を担保するという目的は維持しつつも、オプション売却等の金融スキームを用いながら財政負担を軽減する手法を模索している。

（iii）農業保険

ブラジルにおいて農業保険は、農業災害補償が主体の比較的新しい制度であり、また天候のように不確実性の高いリスク要素を内包する商品特性であることから、非常に保険料が高い商品となってしまう、農業生産者になかなか浸透しなかった。そこで、政府は、国内の民間保険会社による農業保険の拡充を目指し、2003 年公布の法律 10,823 号と 2004 年公布の法令 5,121 号にて、農業保険料補助プログラム（PSR）の導入を決定した。PSR により、農業保険契約を促進し、農業生産者が直面する天候等のリスクを軽減することで安定した経営基盤を確保できると考えられている。

具体的には、農業保険購入を予定している生産者に対して制度融資の枠を通常より 15% 程度拡大すること、農業保険の保険料融資および一部補填、そして壊滅的な天候リスクにより支払いが生じた保険会社に対する資金的サポート等がある。また、ブラジル再保険機関（IRB）が再保険市場を独占していたが、この市場を自由化することも行った。

なお、2018 年の PSR に対する予算は 5.5 億レアルと、前年比 37.5% の増加が見込まれている。

（iv）ゾーニング

天候リスクの極小化を図るために、1996 年から、MAPA が地域ごとに各農産物の作付けの時期を決定することを行っている。現在、20 種類の一年生作物と 24 種類の永年作物に対して実施されており、農業保険に対する政府補助等を受ける際に、生産者はこのゾーニングに従っていることが求められる。

3）外国人による農地取得について

ここで、2016 年 5 月にプロビジネスな政策を志向するテメル氏が暫定大統領（当時）に就任して以降、議論がにわかに活性化している外国籍の自然人および法人による農地取得について整理したい。

ブラジルにおいて、ブラジル人による農地取得の制約は原則ない。一方、外国籍で、「ブラジルに居住していない自然人」および「ブラジルで活動許可を受けていない法人」は、農地取得は不可であり、同じ外国籍であっても「ブラジルに居住する自然人」および「ブラジルで活動許可を受けている法人」については農地取得できる。しかし、国立植民農地改革院（INCRA）の管理のもと、一定の制限が設けられているので、以下その概要を述べる。

（i）現在適用されている法制度

外国籍の自然人と法人による、賃借も含めた農地取得に対する制約を定めた主要な法律は3つ存在する。

まずは、1971年に公布された法律 5,709 号である。これは「ブラジルに居住する外国籍の自然人」と、「同国において活動することを認められた企業（海外に住む外国籍の自然人および海外に本店がある法人が株式の過半数を持つブラジル企業も含む）」は、一定の制約のもとで認可を得ると、農地購入ができると定められている。

次に、1979年公布の法律 6,634 号であるが、国防評議会（制定当初は Conselho de Segurança Nacional と表記され、1988年に当該機関は Conselho de Defesa Nacional へと改名）からの事前承認が無い限り、外国籍の自然人および法人による国境から 150 kmの圏内にある農地や国防上重要性のある地域における農地取得は不可と定められている。

最後に 1993年公布の法律 8,629 号であるが、これは 1971年法律 5,709 号を補足すべく、農地購入のほか賃借にも制限を設けるほか、外国籍の法人に対する手続きについて定めている。

なお、これらの法律の根幹として、1988年に選定されたブラジル連邦共和国憲法（以降、1988年憲法と表記）の 190 条があり、同条にて「法律で外国籍の自然人や法人による農地購入や賃借を制約し、その件については国会の認可を必要とする」と規定されている。

では、ここから、具体的な手続きや制約内容について第 7 図に基づいて言及したい。そもそも、外国籍の自然人および法人は共にブラジル国内に在ることが前提要件として考えられているため、農地購入や賃借する際には、自然人では RNE と呼ばれる外国人登録証が、法人は営業許可証が必要となる。また、購入・賃借対象物件の不動産登記を行い、その上で INCRA が管理する国家農地登録システム（SNCR）や連邦収税局（SRF）が管理する農業不動産登記（Cafir）への登録が求められる。その上で、大きく分けて、取得面積における個別規制、取得面積における総量規制、国家安全保障上の規制の 3 つのカテゴリーに分類される。

まず、取得面積の個別規制について言及する。ブラジル全土の市町村は、INCRA によって、経済規模や人口動態を勘案した 9 つの ZTM（Zona Típica de Módulo）と呼ばれる地域に分類されており、その各 ZTM に応じて、農地取得に用いられる基準単位 MEI（Módulo de Exploração Indefinida）の面積が規定されている。そして、自然人・法人それぞれが取得する MEI に応じて、手続きが定められている。1MEI 当たりの面積は、ZTM に応じて、5～100 ha というレンジで設けられている。外国籍の自然人は、3MEI までは、特段の許可を得ることなく取得が可能であるものの、3MEI 超 20MEI 以下は、INCRA による認可を必要とし、20MEI 超 50MEI 以下は、INCRA の認可のほか、関係省庁宛に開発計画の提出をした上で、それらの省庁からの認可を取得する必要がある。外国籍の法人については、自然人と異なり、取得面積にかかわらず、必ず INCRA の認可のほか、関係省庁宛に開発計画

の提出をした上で、それらの省庁からの認可を取得する必要がある。なお、自然人では 50MEI 超、法人では 100MEI 超の面積を取得する際には、国会における承認も求められる。

次に取得面積の総量規制であるが、市町村面積に占める外国籍の自然人・法人が保有する農地面積合計の割合が 40%を超えてはならず、また同一国籍のものが、その面積の 25%、すなわち市町村面積全体の 10%を超えて占有してはいけないという総量規制がある。ただし、外国籍の自然人は、ブラジル国籍の人と結婚し、財産を共有する場合やブラジルで出生した子供がいる場合は、この規制の対象外である。

国家安全保障上の規制は、国境から 150 km圏内や国防上重要と思われる地域にある農地については、国防評議会の事前認可が無い限り、外国籍の自然人や法人が取得することはできないと定められている。

			外国籍の自然人	外国籍の法人 (含む外国資本過半出資先企業)
取得面積(個別規制)			INCRAの承認は不要。	
3MEI以内			INCRA本部審議会の承認後、INCRA総裁名による認可が必要。	①INCRA本部審議会の承認後、INCRA総裁名による認可が必要。 ②その他、開発計画の提出義務があり、関係省庁による承認が必要。
3～20MEI以内			①INCRA本部審議会の承認後、INCRA総裁名による認可が必要。 ②その他、開発計画の提出義務があり、関係省庁による承認が必要。	
20～50MEI			①INCRA本部審議会の承認後、INCRA総裁名による認可が必要。 ②その他、開発計画の提出義務があり、関係省庁による承認が必要。	
50～100MEI			国会承認が必要	
100MEI～			国会承認が必要	国会承認が必要
取得面積(総量規制)			①外国籍の自然人および法人に属する農地合計が市町村面積の25%を超えることは不可。 ②同一国籍の自然人および法人に属する農地合計が市町村面積の10%を超えることは不可。	
国家安全保障上の規制			①国防評議会による事前承認が無い限り、外国籍の自然人および法人は、国境から150km圏内及び国防上重要と思われる地域に農地取得はできない。 ②外国籍企業として見做されないためには、ブラジル人が株式の51%以上を保有し、従業員の3分の2以上がブラジル人である必要がある。	

第7図 外国籍の自然人および法人による農地取得の制限

資料：INCRA 資料から筆者作成。

(ii) 法制度に対する解釈の変遷

以上のとおり、1988 年憲法の 190 条と既述の 3 つの法律により、外国籍の自然人および法人による農地取得に関する現在の枠組みが構成されるが、外国籍の定義を巡って、法律の解釈には時代背景によって変化があった。

ブラジル政府が新自由主義的政策を導入し始めた 90 年代は、外国資本を呼び込むべく、国内市場の開放に取り組んでいた。それまでの軍政時代や民政移管後しばらくは、民族資本と外国資本の違いを明確にしていたため、1988 年憲法 171 条においても、ブラジル企業および民族資本を定義し、また民族資本を優遇する内容を規定していた。ところが、ブラジル政府は外国籍の自然人および法人による農地取得の規制緩和を行うべく、連邦総弁護庁 (AGU) に法解釈の変更を促した。そもそも、ブラジルでは、伝統的にブラジル企業を「ブラジルの法令に基づき設立され、国内に経営の本拠がある企業」と考えており、外国企業はこのブラジル企業以外を意味していた。そのため、AGU は、1988 年憲法 171 条第 1 項にある「本店および経営の実態がブラジル国内にあり、ブラジル国内法に基づいて設立された

企業をブラジル企業とみなす」とある企業は、1988年憲法190条の外国籍には含まれないと考えた。したがって、「ブラジル国内に居住する外国籍の自然人およびブラジル国内での活動を認められた外国籍の法人は、1971年法律5,709号で規定に基づく限り、農地購入を可能とする。海外に住む自然人や海外に本社のある企業が株式の過半数を占めているブラジル企業もこの法律に準ずる（下線は筆者による）」とした1971年法律5,709号の下線部にある第1項第1パラグラフは、1988年憲法との整合性が無いとする意見書（Parecer n° GQ-22）を1994年にAGUは発表した。1995年には、外資差別であったため、1988年憲法171条を削除する改憲が行われたが、これにより、AGUは1994年の意見書について検証することが求められた。その結果、1995年の改憲により、1994年の意見書を覆すものではないとし、1971年法律5,709号の第1項第1パラグラフを無効とする意見書（Parecer n° GQ-181）が1998年に提出された。以降、外国資本のブラジルに経営の本拠がある企業は、自由に農地取得ができることとなった。

しかしながら、この状況は、労働者党のルーラ政権下である2007年に開催された大統領府官房庁の会議にて潮流が変わった。同会議において、「食糧危機」と「バイオ燃料の推進」が重要議題として採り上げられ、農地に関する議論がポイント²⁰となった。AGUの解釈変更により、外国籍の自然人および法人による農地取得に対する制限が設けられず、環境保護地域への浸蝕や農地価格の不適切な高騰等を招いてしまっているという懸念が示された。そのため、ブラジル政府は、AGUに対して1998年の意見書を見直すことを要請した。その結果、AGUは、2010年に新しい意見書（Parecer n° LA-01）を提出し、1971年の法律5,709号の有効性を改めて認め、「ブラジルに居住する外国籍の自然人」と「ブラジルで活動許可をされた外国籍の法人」の他、ブラジルで設立された企業であっても、「海外に居住する外国籍の自然人や海外に本社のある外国籍の法人が過半出資もしくは実質経営に関与している」場合には、農地取得の制限があると判断を示した。

以降、現在まで、2010年の判断が踏襲された運営がなされている。2012年には、サンパウロ州最高裁判所は、1994年と1998年のAGUの意見書と同様に、1971年法律5,709号第1項第1パラグラフと1988年憲法には整合性がないとして、2010年のAGUの意見書を翻す判決を下した。これは、ブラジル経済を牽引するプロビジネスの視点を持つサンパウロ州ならではの判決であるが、連邦政府とINCRAは、同判決は連邦政府の国家安全保障上の業務を侵害するとして、連邦最高裁判所に訴え、連邦最高裁判所は、2016年9月にサンパウロ州最高裁判所の判決を停止する命令を行った。

ここで、直近の動きについて補足をする。外資によるブラジル国内への投資を活性化させたいテメル現政権において、外国籍の自然人や法人に対する農地取得の制限を緩和するための暫定措置法制定を検討する動きがあり、2017年中に法案が可決されるという見通しがあった。しかし、閣内においても緩和に対する慎重派の意見もあり、現在はトーンダウンしているものの、同政権の最優先課題である社会保障改革への道筋が付く頃に、再度このテーマが浮上すると思われるので、更なる注視が求められる。

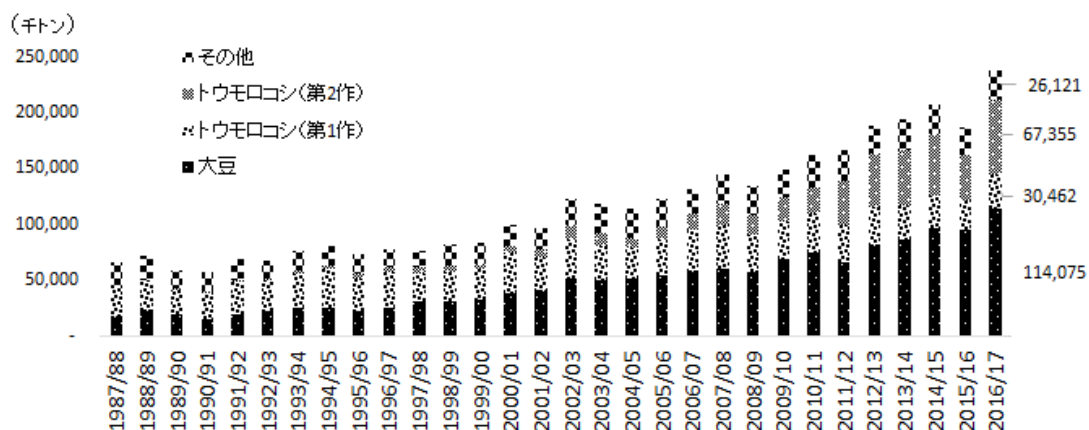
3. 穀物生産の動向

(1) 概況

2017年12月に公表された国家食糧供給公社（CONAB）のデータに基づくと、2016/17年度のブラジルにおける穀物収穫量は、前年対比27.5%増加の2億3,800万トンを超える歴史的な水準であった。前年度にあたる2015/16年度がエルニーニョの影響で降水量が少なく例年比不作であったのに対して、2016/17年度は天候に恵まれたことから、前年度比の大幅な増加要因となった。

穀物生産の内訳について第8図にあるように、全体生産量の47.9%を占める大豆は1億1,408万トン（前年度比+19.5%）と1億トンの大台を超え、また同生産量の41.1%を占めるトウモロコシは、トウモロコシ（第1作）およびトウモロコシ（第2作）を²¹併せて9,782万トン（前年度比+47.0%）と1億トンに迫る実績となり、いずれもブラジル史上最大規模の収穫を誇ることとなった。

地域別の穀物生産量については、第7表に示している。マト Grosso 州を中心とした中西部が全体の43.5%、パラナ州やリオグランデドスル州を中心とした南部で35.2%のシェアを占めており、これら2つの地域だけでブラジル全体で生産する穀物の約80%を担っている状況である。



第8図 穀物生産量推移

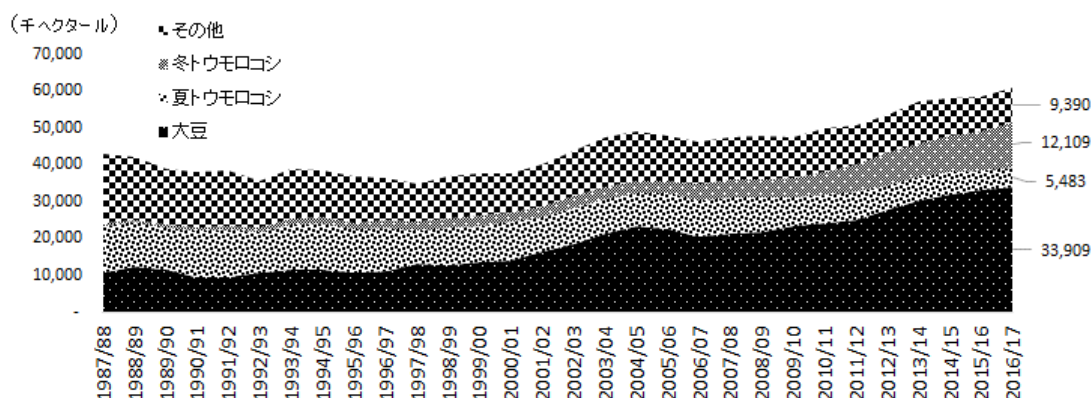
資料：CONAB のヒストリカルデータから筆者作成。

第7表 2016/17年度地域別穀物生産量

州名	穀物生産量	全体に占める割合
北部	9,527.5	4.0%
アクレ	92.5	0.0%
アマゾナス	42.5	0.0%
ロライマ	230.7	0.1%
Rondônia	1,864.0	0.8%
アマパー	58.7	0.0%
パラ	2,696.0	1.1%
トカンチンス	4,543.1	1.9%
北東部	18,180.3	7.6%
マラニョン	4,790.7	2.0%
ピアウイ	3,645.5	1.5%
セアラ	550.4	0.2%
リオグランデノルチ	28.8	0.0%
パライバ	70.5	0.0%
ペルナンブコ	113.4	0.0%
アラゴアス	63.3	0.0%
セルジッペ	836.6	0.4%
バイア	8,081.1	3.4%
中西部	103,449.8	43.5%
マトグロッソ	61,986.5	26.0%
ゴイアス	21,873.1	9.2%
連邦区	806.0	0.3%
マトグロッソドスル	18,784.2	7.9%
南東部	23,157.8	9.7%
ミナスジェライス	14,080.0	5.9%
エスピリトサント	49.4	0.0%
リオデジャネイロ	9.3	0.0%
サンパウロ	9,019.1	3.8%
南部	83,698.3	35.2%
パラナ	40,899.7	17.2%
サンタカタリーナ	6,972.6	2.9%
リオグランデドスル	35,826.0	15.1%
ブラジル全体	238,013.7	100.0%

資料：CONAB データから筆者作成。

また、穀物全体の作付面積についてであるが、第9図にあるように、前年対比4.4%増加の6,089万ヘクタールであり、このうち約55.7%を占める大豆は3,391万ヘクタール、またトウモロコシは28.9%を占める1,759万ヘクタールという状況である。

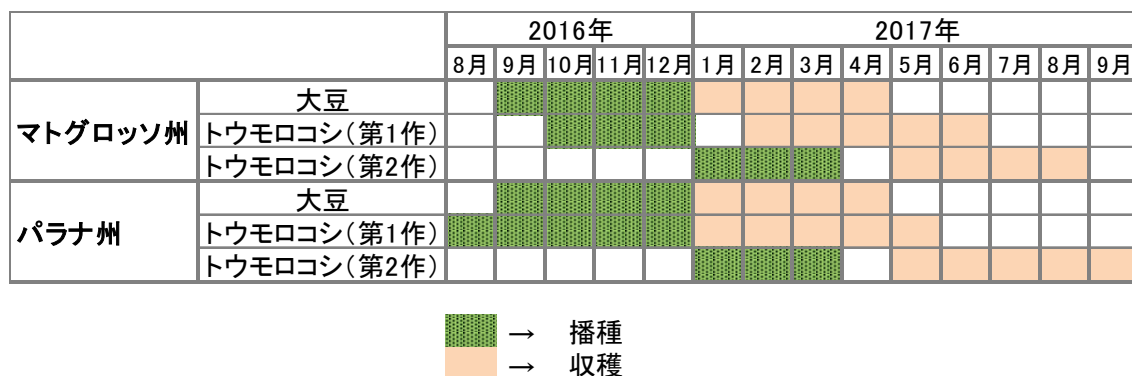


第9図 穀物作付面積推移

資料：CONAB のヒストリカルデータから筆者作成。

以上のとおり、ブラジルにおける穀物生産量の約 89%，作付面積の約 84%は大豆とトウモロコシによって占められているため、これからはこれら 2 種類の作物にフォーカスを当てて言及したい。

なお、第 10 図にマトグロッソ州およびパラナ州における播種と収穫のタイミングを表したクロップカレンダーを示す。パラナ州を中心とする南部は、ブラジルにおける伝統的な穀倉地帯であり、マトグロッソ州を中心とする中西部は、セラード地帯開発により誕生した新しい穀倉地帯である。マトグロッソ州は、9 月頃から早生の大豆を作付けし、翌年 1 月頃から収穫を行う。また、連作障害を回避すべく、大豆を収穫する 1 月頃からトウモロコシを作付けし、5 月頃から収穫を行う。一方、パラナ州は、大豆とトウモロコシのいずれか、生産者にとって価格的に妙味がある方を選択し、8 月から 9 月頃に作付けを開始し、翌年 1 月から収穫する。



第 10 図 マトグロッソ州とパラナ州のクロップカレンダー

資料：CONAB 資料から筆者作成。

（２） 大豆産業について

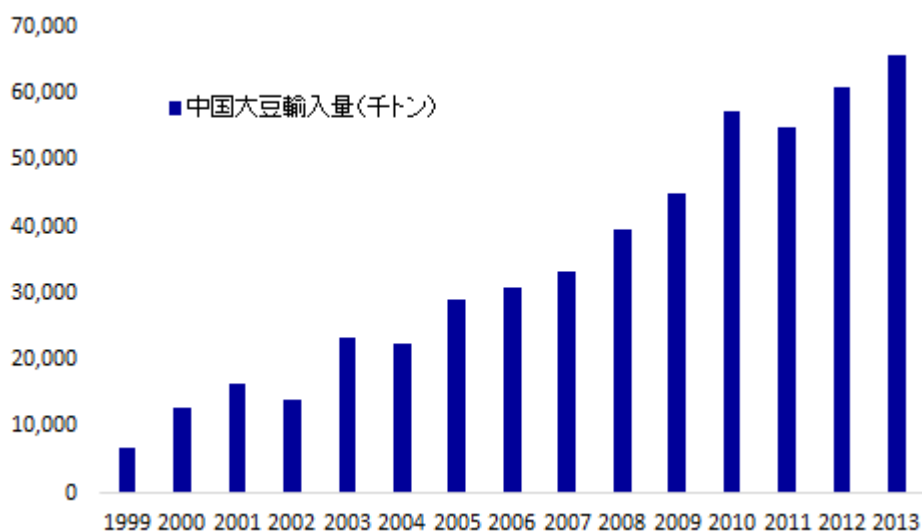
ブラジルの大豆生産は第 8 表で示しているように、耕作面積の拡大や単収の増加を要因に、2000 年代初頭から急激に拡大している。この背景には、中国の旺盛な需要がある。

中国は、2001 年に WTO 加盟を果たしているが、その前の 1990 年代半ば頃から関税引下げおよび関税割当を伴う大豆の部分的な自由化を認め、1999 年に米中間で合意された「中国の WTO 加盟に関する米中協議」等を通じて、関税割当の撤廃や外資系輸入業者に対する市場参入認可を他の生産品に先駆けて実施した。その結果、第 11 図で示しているとおり、中国の大豆輸入量は 1999 年の 6.7 百万トンから、翌年の 2000 年には 12.7 百万トンとほぼ倍増した。その後も、同国の搾油業や畜産業等の内需の拡大に伴い、大豆輸入の急速な拡大傾向が続いている。なお、2016/17 年度の輸入量は、92.5 百万トンに達すると USDA は見込んでいる²²。

第 8 表 ブラジル大豆の単収推移

	1996/97 ～2000/01 平均	2001/02 ～2005/06 平均	2006/07 ～2010/11 平均	2011/12	2012/13	2013/14	2014/15	2015/16	2016/17
生産量(a) 千トン	31,814.3	50,211.8	63,917.5	66,383.0	81,499.4	86,120.8	96,228.0	95,434.6	114,075.3
面積(b) 千ha	13,002.4	20,446.0	22,278.4	25,042.2	27,736.1	30,173.1	32,092.9	33,251.9	33,909.4
単収(a/b) トン/ha	2.4	2.5	2.9	2.7	2.9	2.9	3.0	2.9	3.4

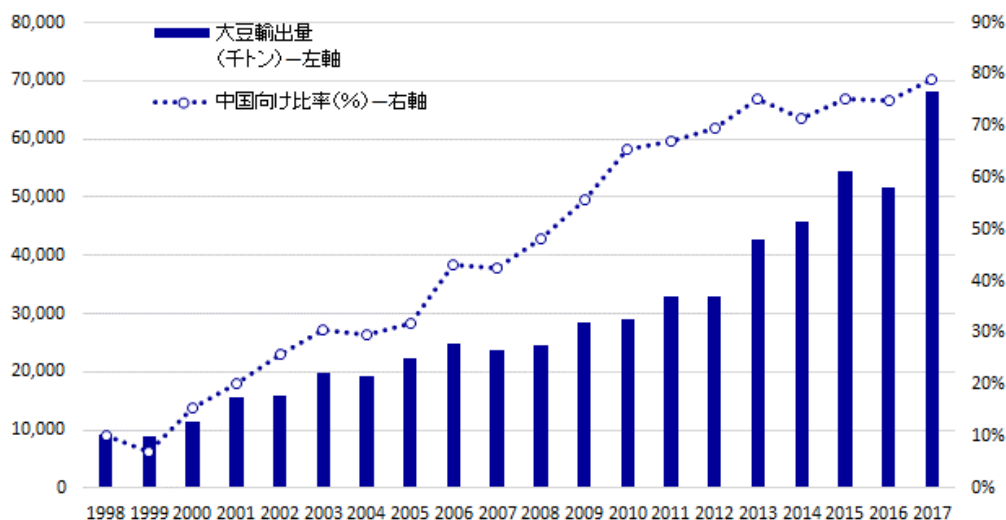
資料：CONAB 資料から筆者作成。



第 11 図 中国の大豆輸入量の推移

資料：FAOSTAT から筆者作成。

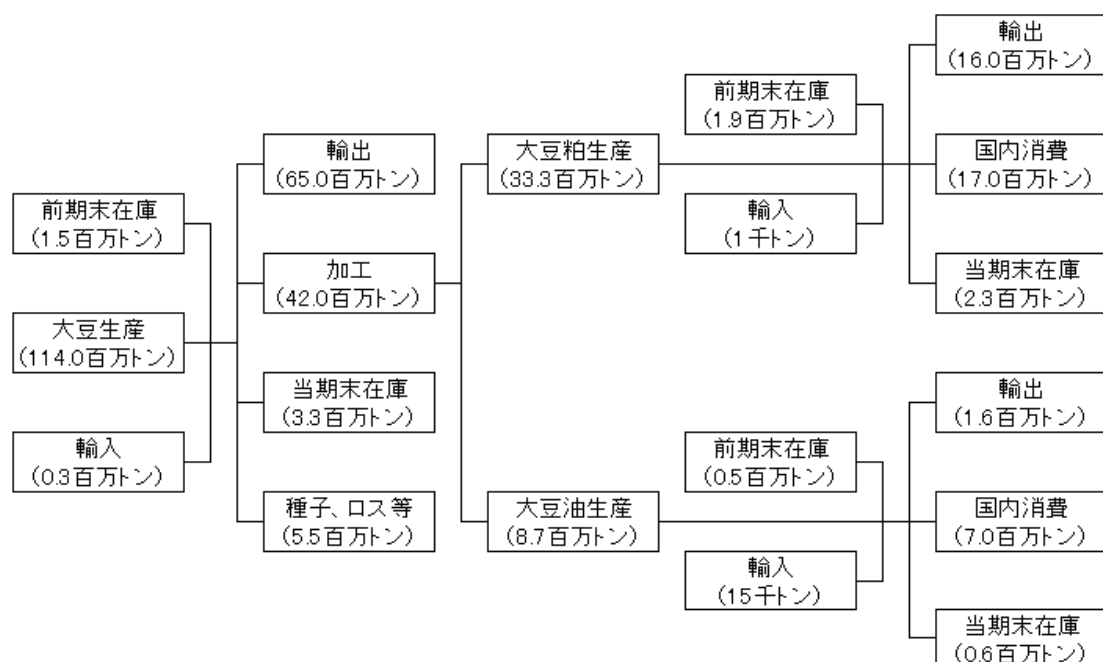
ブラジルからの大豆(除く大豆粕等)輸出については、第12図を参考にしてもらいたい。2000年のブラジルの大豆輸出量は11.5百万トンであり、このうち中国向けは約15.5%を占める程度であった。しかし、2017年には全体で68.1百万トンと、2000年対比、約6倍の規模にまで拡大し、その約79%が中国向けと、ブラジルの大豆ビジネスは様変わりをした。



第12図 ブラジル大豆（除く大豆粕等）輸出量およびそれに占める中国の比率推移

資料：ブラジル開発商工省資料から筆者作成。

以上のとおり、拡大し続けるブラジル大豆産業であるが、第13図では、2016/17年度の見込み値に基づき、ブラジル大豆産業の流通を示している。同国で生産された大豆の約56.1%に当たる65.0百万トンは輸出用に、また約38.9%の42.0百万トンは、加工工場にて圧搾・抽出・精製の工程を経て、大豆粕や大豆油の生産がなされる²³。大豆油生産過程に生じる大豆粕は、タンパク質を豊富に含んでいることから主に家畜飼料として用いられるが、この内訳は、約45.3%が輸出、そして約48.2%が国内消費される。一方、大豆油については、生産された油の一部が輸出されるものの、その多くは食用油およびバイオディーゼルとして国内使用される。バイオディーゼルについては、ブラジルではディーゼルの一部にバイオディーゼルの混合することを義務として定められており²⁴、そのバイオディーゼルの約70%は大豆由来²⁵で構成されている。



第13図 ブラジル大豆産業の流通

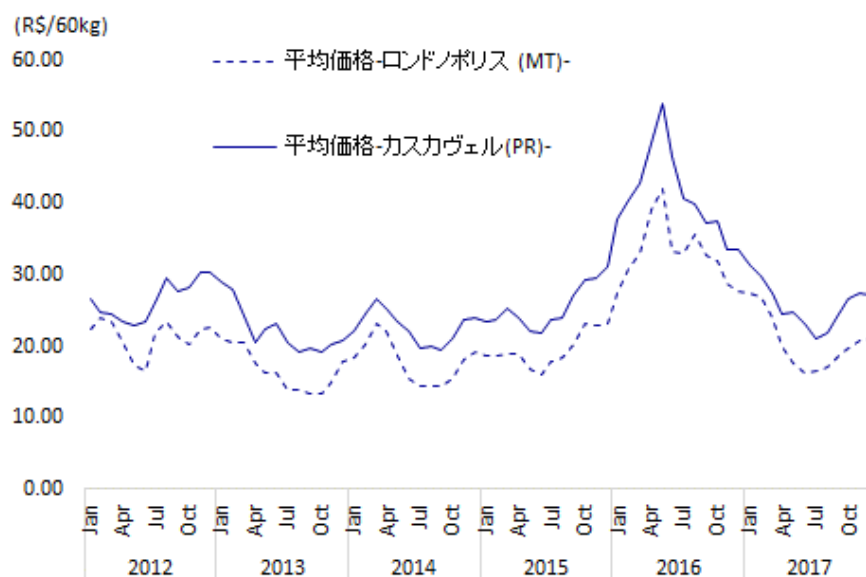
資料：2016/17年度の見込みについて FNP 資料やブラジル運輸省資料から筆者作成。

（3） トウモロコシ産業について

ブラジルの夏トウモロコシ（第1作）は、常に大豆と競合するかたちで生産されている。2015/16年度のトウモロコシ生産が不作にもかかわらず、家畜飼料としての国内需要が旺盛であったこともあり、2016年5月時点の60kg当たりの価格が、前年同期比143%の54.05リアルまで高騰した。以降、アメリカのトウモロコシ生産が順調であるという見通しから、価格は小康を取り戻したものの、取引価格が高値で推移していたことから、南部を中心とする多くの生産者は、2016/17年度は大豆より夏トウモロコシ（第1作）を生産する選択に至った。その結果、前年度比で、生産量18.2%の増加、耕地面積は2.3%の増加となり、天候も恵まれたことから単収の向上という結果となった。

冬トウモロコシ（第2作）は、中西部を中心に、大豆の収穫後である1月頃から播種が開始される。2017年は適度な雨量と好天に恵まれ、播種が順調に進んだ結果、前年比14.6%増である12.1百万ヘクタールに作付けができ、また生産量は前年比65.2%の67.4百万トンと歴史的な水準となった。

その結果、供給量は大幅に増加し、国内価格は例年程度の水準に落ち着いたものの、急激な価格下落であったため、生産農家は下落トレンドに歯止めが掛かるように売り渋り等を行った局面もあった。



第 14 図 トウモロコシの生産者価格平均

資料：MAPA 資料から筆者作成.

第 9 表 ブラジルトウモロコシの単収推移

<夏トウモロコシ (第 1 作) >

	1996/97 ~2000/01 平均	2001/02 ~2005/06 平均	2006/07 ~2010/11 平均	2011/12	2012/13	2013/14	2014/15	2015/16	2016/17
生産量(a) 千トン	29,320.0	30,869.9	35,848.3	33,867.1	34,576.7	31,652.9	30,082.0	25,758.1	30,462.0
面積(b) 千ha	10,177.7	9,447.4	8,752.3	7,558.5	6,617.7	6,617.7	6,142.3	5,356.6	5,482.5
単収(a/b) トン/ha	2.9	3.3	4.1	4.5	5.2	4.8	4.9	4.8	5.6

<冬トウモロコシ (第 2 作) >

	1996/97 ~2000/01 平均	2001/02 ~2005/06 平均	2006/07 ~2010/11 平均	2011/12	2012/13	2013/14	2014/15	2015/16	2016/17
生産量(a) 千トン	5,125.4	9,592.5	19,041.8	39,112.7	46,928.9	48,399.1	54,590.5	40,772.7	67,355.1
面積(b) 千ha	2,508.9	3,252.6	5,206.1	7,619.6	9,046.2	9,211.2	9,550.6	10,565.9	12,109.2
単収(a/b) トン/ha	2.1	2.9	3.6	5.1	5.2	5.3	5.7	3.9	5.6

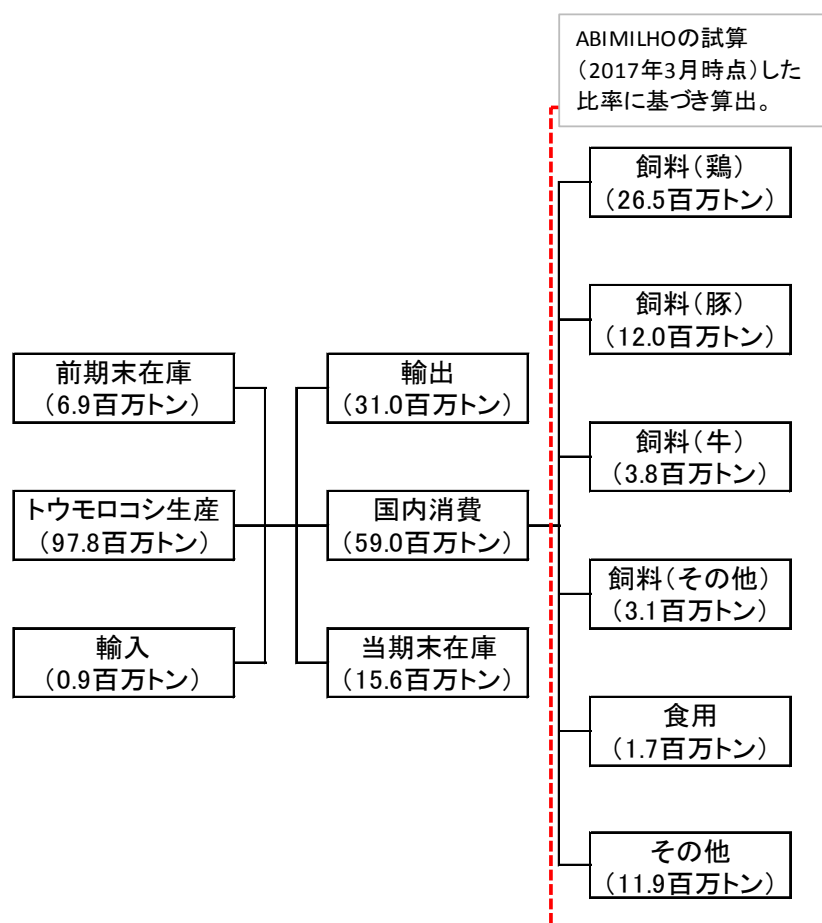
<夏トウモロコシ (第 1 作) と冬トウモロコシ (第 2 作) 合算>

	1996/97 ~2000/01 平均	2001/02 ~2005/06 平均	2006/07 ~2010/11 平均	2011/12	2012/13	2013/14	2014/15	2015/16	2016/17
生産量(a) 千トン	34,445.4	40,462.4	54,890.2	72,979.8	81,505.7	80,052.0	84,672.4	66,530.6	97,817.0
面積(b) 千ha	12,686.7	12,700.0	13,958.5	15,178.1	15,829.3	15,828.9	15,692.9	15,922.5	17,591.7
単収(a/b) トン/ha	2.7	3.2	3.9	4.8	5.1	5.1	5.4	4.2	5.6

資料：CONAB 資料から筆者作成.

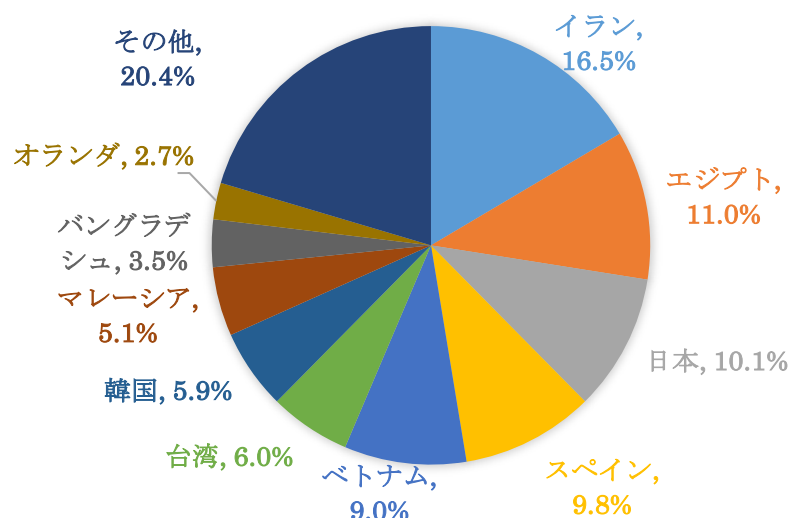
第15図では、2016/17年度の見込み値に基づき、ブラジルのトウモロコシ産業の流通を示している。トウモロコシは、大豆とは異なり、家畜飼料等の国内市場が相応に大きいため、生産量の約60%に相当する59.0百万トンが国内消費に向かっている。当年度の輸出については31百万トンが見込まれている。第16図には2017年の輸出量に占める輸出相手国の割合を示しているが、大豆と異なり、輸出先は細分化が進んでいる。最大輸出先であるイランでも、全輸出量の16.5%を占める程度であり、日本は10.1%の比率で第3位を占めている。

なお、ブラジルの農業関連記事を集めた「Agrolink」によると、2017年8月11日に、マト Grosso 州のルーカスドリオベルデという都市に、ブラジルで初めてのトウモロコシ由来のエタノールを生産する工場が設立された。現在は、同国におけるトウモロコシ由来のエタノール生産はスタートアップの段階にしかすぎないが、ブラジル農務大臣のマッジ氏は、輸出や家畜飼料としてのトウモロコシの用途の他に、同国エネルギー政策の一端を担うエタノール生産を行うことで、同産物の国内価格の安定・担保が図れると考えている模様である。



第15図 ブラジルトウモロコシ産業の流通

資料：2016/17年度の見込みについて FNP 資料や ABIMILHO から筆者作成。



第 16 図 2016 年ブラジルトウモロコシの主な輸出先

資料：MAPA 資料から筆者作成。

(4) 物流について

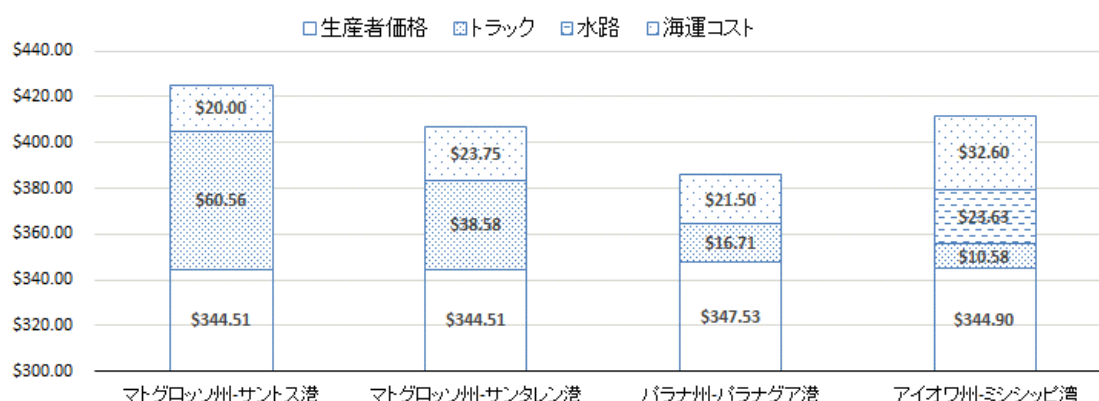
1) 「ブラジルコスト」としての物流問題

これまで、ブラジル農業について俯瞰してきたが、広大な国土を背景に、耕作可能地の開発余力を残す他、国家の低い介入度合いも手伝い、今後も引き続き高い成長ポテンシャルを持ったセクターと言えるであろう。ところが、そのようなブラジル農業にも死角は存在する。

一般的にブラジルには、「ブラジルコスト²⁶⁾」と呼ばれる、複雑な税制による税務コスト、硬直的な労働法制に守られた被雇用者に対する労務コスト、高金利による金融コスト、物流の未整備等によるインフラコスト等の、企業が同国でビジネスを行う際のボトルネックとなる点がある。世界 190 か国のビジネス環境の現状について、世界銀行グループがまとめた『Doing Business 2018: Reforming to Create Jobs²⁷⁾』によると、ブラジルはこのブラジルコストを要因に、世界第 125 位と低位に甘んじている状態である。

この問題は、当然のことながら、同国の農業セクターにも当てはまる事象である。第 17 図に、2016 年第 4 四半期におけるブラジルと米国的大豆主要生産地から大豆の輸出先である上海まで運搬する際に掛かる総コストを比較したものを示している。この図に基づき、上述のブラジルコストについて言及したい。ブラジルについては、マトグロッソ州からサンパウロ州に位置するブラジル最大の港であるサントス港と、北部に位置するアマゾン川水系の河川港であるサンタレン港を利用したケース、そしてパラナ州からパラナグア港まで運搬したケースの 3 パターンを表記している。一方、米国についてはアイオワ州からミシシッピ川を利用してミシシッピ港から輸出したケースを示している。当該時期において、大豆生産に伴うコスト²⁸⁾は、米伯はほぼ同水準である。しかしながら、トラックおよび

水路を利用した港までの運搬については、パラナ州からパラナグア港まで運搬する経路を除き、ブラジルの物流コストは、米国を大きく上回る。特に、マトグロッソ州からサントス港までの物流は、鉄道等の未整備もあり、内陸から約 2,000 km以上の距離をトラックで輸送するルートに依存せざるを得ず、コスト全体に対する国内輸送コストの割合は、約 14%にもなる。一方、それに対して、船による河川を利用したアメリカの国内輸送コストは、コスト全体の 8.7%を占める程度で抑えることができるのである。このように、大豆生産に掛かる費用は米国と同水準にもかかわらず、代表的な「ブラジルコスト」である物流の未整備というボトルネックにより、価格競争力が削がれている状況である。



第 17 図 中国向け大豆輸出に係わるコスト比較

資料：USDA 資料から筆者作成。

2) ブラジルの物流概観と開発計画について

第 18 図は、ブラジルの主要港と現在予定されている物流開発およびコンセッション計画を略地図上で示したものであり、第 10 表は、2016 年における州別・港別の大豆輸出货量を示した表である。

ブラジル最大の大豆生産地であるマトグロッソ州は内陸奥深い場所に位置していることから、港湾都市までは相当の距離があり、例えばサントス港やパラナグア港のような南東部や南部に位置するブラジルの主要港までは 2,000 km以上もの距離がある。しかしながら、第 10 表で示してあるように、同州から輸出される大豆の約 57%は南東部・南部の港まで運ばれており、一部はロンドノポリスから出ている鉄道 Ferronorte を用いているものの、鉄道敷設は道路に比べ、整備が十分になされていないことから、主にトラックによって運搬されている。一方、物流コストを抑制しようという観点から、同州からの大豆運搬の一部は、北部にあるアマゾン川を利用した水路を用いている。例えば、マトグロッソ州からロンドニア州のポルトヴェーリョまでを繋ぐ国道 BR364 やシノッピからミリティトゥーバを結ぶ国道 BR163 等の幹線道路を一部利用するものの、マナウス港やサンタレン港まで運んだ後はア

マゾン川を利用して輸出を行う水路がある。特に、ポルトヴェーリョからは、アマゾン川と合流するマデイラ川も活用されている。

南部のパラナ州やリオグランデドスル州の大豆については、サントス港、パラナグア港、リオグランデ港の3つに集約されており、生産地から港までは国道 BR392 や国道 BR487 等の幹線道路を用いているが、マトグロッソ州に比べ距離も短いこともあり、第11グラフにあるように物流に掛かるコストも抑えられている。

マトグロッソ州の東部や大豆新興産地であるマトピバ地域大豆は、アナポリスからサンルイス港までを結ぶ鉄道 **Ferrovias Norte Sul** を利用して輸出をされており、日系商社は、北部・南東部・南部の要所を押さえている ADM、バンゲ、カーギル、ルイ・ドレフュス等の穀物メジャーに対抗するかたちで、サンルイス港を中心とした投資および開発を行っている。

なお、ブラジル政府は、「ブラジルコスト」としての物流の未整備について、農業セクターにおける制約として強い問題意識を持っており、2003年に労働者党政権が誕生して以降から現在に至るまで、主要アジェンダとして設定されている。

まず、ルーラ政権（2003年～2010年）下で、2007年4月に「国家物流計画（PNLT）」が公表され、2005年時点におけるブラジルの物流手段は、トラック輸送が58%、鉄道が25%、水路が13%の割合であったのに対して、2025年までに鉄道を32%、水路を29%に引き上げることで、トラックによる運搬の依存度を33%に引き下げることが目標とした2023年までの中長期計画を立てた。その際に、同年1月に発表された「経済成長加速化計画（PAC）^{29）}にて、インフラ開発のために2007年から2010年までに5,039億レアルを投資することを決定していたうちの物流に対する投資計画をPNLTと統合して推進された。

次に、2011年から始まったルセフ政権は、2012年8月に「物流投資計画（PIL）」を発表した。PILは25年間のスパンで鉄道と道路に対する投資について計画されており、当初5年は795億レアル、それ以降の20年間で535億レアルの合計1,330億レアルという投資内容であった。そして、PILを管理するために、「物流企画公社（EPL）」を設立した。なお、同年12月には港湾に対する542億レアルの投資計画も併せて発表した。しかし、ブラジル経済の減速、ルセフ大統領に対する弾劾要請等の政治的混乱、ブラジル石油公社を巡る汚職問題等により、これらの計画は隘路に陥ってしまい、2013年から2017年までの5カ年計画について60%程度の進捗に留まってしまった。

2016年5月に、ルセフ大統領に対する弾劾裁判が開始されたことによって誕生したテメル暫定政権（当時）は、民間企業と連携してインフラ部門に対して投資を行う「投資連携プログラム（PPI）」を定め、同政策を推進する「PPI局」を設立した。また、ルセフ政権に設立されたEPLをPPI局の傘下に置くことで、PILも併せて推進している。PPIは、コンセッションや民営化による投資を推進しているが、労働者党政権時代のインフラ開発計画と比較して、対象項目を絞り、現在は450億レアル程度の計画規模としている。特に穀物輸送の観点から重要と考えられるものは、3つの鉄道開発計画である。1つ目は、北部の港から輸出をすべく、シノッピからミリティトゥーバを結ぶ「**Ferrogrão**」と呼ばれるEF-170

の開発であり、穀物メジャーがコンセッションに関心を示している状況である。2 つ目は、サンルイス港とサンパウロ州を繋ぐためにパルマスからエステラデオエスチの間に敷設している EF-151 である。最後に、「東西統合鉄道（FIOL）」と呼ばれるカエチテとイリエウシンを結ぶ EF-334 の敷設計画であり、西バイアの穀物を輸出するための経路として考えられている。



第 18 図 主要港と物流および開発・コンセッション計画略地図

資料：Projeto Crescer サイトおよび USDA 資料から筆者作成。

第10表 2016年大豆の州別・港別輸出力

単位:トン		港名										その他	合計
州名		北部			北東部		南東部		南部				
		マナウス	バルカレナ	サンタレン	サンルイス	サルバドール	ヴィトーリア	サントス	パラナグア	リオグランデ			
1	マトグロッソ	1,434,848	1,813	1,249,146	1,320,970		895,465	7,148,369	630,246	1,543	2,540	15,222,273	
2	リオグランデスル							1,186	197,469	9,134,227	197	9,529,690	
3	パラナ							137,179	5,540,843	389,491	1,905	7,972,653	
4	ゴイアス			580	24,519	2,996	1,071,924	2,021,453	188,085	0	240	3,549,453	
5	サンパウロ			8,680	48,643		5,700	2,898,008	126,158	41,526	24	3,152,853	
マトピバ 地域	バイア			1,159	30,910	1,266,549	10,389	92		7,500	85	1,402,068	
	トカンチンス		2,766		981,513	92,442	3,374	980				1,081,074	
	マラニョン		27,996		859,631		49,530	4,431				941,587	
	ピアウイ				245,889	12,752					2	260,652	
その他		539,465	2,154,686	435,605	338,121	33,063	908,584	2,264,066	1,474,451	129,784	191,747	8,469,570	
合計		1,974,313	2,187,261	1,695,169	3,850,196	1,407,801	2,944,967	14,475,763	8,157,251	9,704,071	5,185	51,581,875	

資料：開発商工省（MDIC）資料から筆者作成。

4. おわりに

未曾有の経済危機や政治的混乱の中、大統領に就任したテメル氏は、政権が発足して以降、前政権が指向していた財政出動型の政策を改め、財政規律の回復をすべく、「歳出上限の設定」や議会運営が難航している「年金改革」に取り組んでいる。また、同氏のプロビジネス的な姿勢を反映し、政府は、硬直的な労働法を改正するほか、インフラ部門を筆頭に民間や外資による投資を積極的に呼びかけている。

市場はテメル政権の方向性に好感しており、為替は安定を取り戻し、海外からの投資も順調に回復した。ブラジル株式市場は、ボベスパ指数を 80,000 ポイント台（2018 年 2 月 19 日時点）と過去最高水準で推移している。

しかし、汚職問題が付きまとうテメル氏に対する国民の支持率は低く、ブラジル大手メディアグループ「フォーリャグループ」が擁する調査機関「ダッタフォーリャ（Data Folha）」の 2018 年 1 月 29 日、30 日に行われた世論調査によると、支持率 6%、不支持率 70%という結果であった。

そのような状況の中、2018 年 10 月に大統領選挙が予定されている。弾劾手続きにより罷免されたルセフ前大統領の後、選挙を経ずに大統領に就任したテメル氏は、当初は立候補しないことを明言していたが、2018 年 5 月 11 日時点では、同氏出馬の可能性も示唆している。また、2018 年 4 月 6 日まで財務大臣を務めていたメイレス氏やサンパウロ州知事であったアルキミン氏が出馬の意向を示している（2018 年 5 月 11 日時点）ものの、現与党勢力内に国民の支持を幅広く集めるような有力な候補者が見当たらない。世論調査によると、汚職容疑で有罪判決を下されたルーラ元大統領（2018 年 4 月 13 日時点で収監中）や元軍人で極右的な思想を持つボルソナロ氏が、国民からの支持を集めている状況である。

市場や有識者は、「現在候補者として考えられているどの人物が次期政権を担ったとしても、現政権の政策から大きく変更することはないのではないか」という観測を有しているものの、先が見通しにくい状況は継続する。農業政策の動向を考えるうえでも、引き続き、2018 年の大統領選の行方を注視していきたい。

【引用文献】

（日本語文献）

- 安達英彦（2013）「農業保護政策の国際比較—日本農業過保護論の誤解を解く—」，2013年冬，Vol.28，JC 総研レポート
- 荒木進（1996）『ブラジル連邦共和国憲法』，日伯毎日新聞社
- 伊藤秋仁，住田育法，富野幹雄（2015）『ブラジル国家の形成』，晃洋書房
- 王楽平（2006）「中国の WTO 加盟による食料生産と貿易への影響—2002～2004 年を中心に—」，明治大学社会科学研究所紀要《個人研究（2003 年度～2004 年度）》
- 金七紀男（2009）『ブラジル史』，東洋書店
- ブラジル日本商工会議所ウェブサイト <http://jp.camaradojapao.org.br/>
- 堀坂浩太郎（2012）『ブラジル—跳躍の奇跡—』，岩波新書

（外国語文献）

- ABIMILHO. Associação Brasileira das Indústrias do Milho (7 de fevereiro de 2018), “Oferta e Demanda do Milho do Brasil”, <http://www.abimilho.com.br/estatisticas> (2018 年 2 月 19 日閲覧)
- Alston, Lee & Mueller, Bernardo (2016) “Economic Backwardness and Catching Up: Brazilian Agriculture, 1964-2014”, *NBER Working Paper No. 21988*
- Agrolink (14 de agosto de 2017) “Primeira fábrica de etanol de milho é inaugurada por Temer e Maggi”, https://www.agrolink.com.br/noticias/primeira-fabrica-de-etanol-de-milho-e-inaugurada-por-temer-e-maggi_396725.html
- Banco Central do Brasil *Manual de Crédito Rural (MCR)*, <https://www3.bcb.gov.br/mcr> (2018 年 2 月 19 日閲覧)
- Coelho, Carlos Nayro (2001) “70 anos de política agrícola no Brasil(1931-2001)”, *Revista de política agrícola*, Ano X –No.3 (Jul/Ago/Set 2001)
- Coleman, Jonathan R, Fry, John T, Boughner, Devry S, & Office of Industries of the U.S. International Trade Commission(2002) “The Impact of China’s Accession to the WTO on U.S. Agricultural Exports”, *Office Industries Working Paper No. ID-03*
- CONAB. Companhia Nacional de Abastecimento (2017) *Acompanhamento Da Safra Brasileira grãos V.4-Safra 2016/17-Décimo segundo levantamento*
- Curia, Luiz Roberto (2015) *Constituição da república Federativa do Brasil –Promulgada em 5 de outubro de 1988–*, 51ª edição, Editora Saraiva
- FAOSTAT, <http://www.fao.org/faostat/en/#country/21>
- Fausto,Borris(1995) *História do Brasil*, Editora da Universidade de São Paulo
- Fishlow, Albert (2011) *O Novo Brasil –As Conquistas Políticas, Econômicas, Sociais e Nas Relações Internacionais–*, Saint Paul Editora
- Fortuna, Eduardo (2013) *Mercado Financeiro –Produtos e Serviços–*, Quaritymark Editora

- Hage, Fábio Augusto Santana, Peixoto, Marcus, & Vieira, José Eustáquio Ribeiro Filho (2012) “Aquisição de terras por estrangeiros no Brasil: Uma avaliação jurídica e econômica”, IPEA IEG/FNP, Agrianual Online <http://agrianual.com.br/secao>
- IPEA. Instituto de Pesquisa Econômica Aplicada “Logística e transportes no Brasil: Uma análise do programa de investimentos 2013-2017 em rodovias e ferrovias” http://repositorio.ipea.gov.br/bitstream/11058/7420/1/RP_Log%C3%ADstica_2016.pdf (2018年2月19日閲覧)
- Lin, Justin Yifu “WTO Accession and Chinese Economy: Impacts on Agriculture, Financial Sector, and State-owned Enterprises”, https://www.rieti.go.jp/en/events/02042201/lin_1.pdf (2018年5月1日閲覧)
- MAPA. Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento (2008) “Brazil –Agricultural Policies–”
- MAPA (2010) “Instrumentos de apoio à comercialização: PGPM”, <http://www.agricultura.gov.br/assuntos/camaras-setoriais-tematicas/documentos/camaras-setoriais/cacau/anos-anteriores/pgpm.pdf> (2018年2月19日閲覧)
- MAPA (2016) “Plano Agrícola e Pecuário 2016/2017” <http://www.agricultura.gov.br/assuntos/sustentabilidade/plano-abc/arquivo-publicacoes-plano-abc/PAP1617.pdf> (2018年2月19日閲覧)
- MAPA (2017) “Plano Agrícola e Pecuário 2017/2018” <http://www.agricultura.gov.br/assuntos/sustentabilidade/plano-agricola-e-pecuario/arquivos-pap/folder-pap-2017-18> (2018年2月19日閲覧)
- MAPA (2017) “Sumário Executivo –Complexo Soja–”, Outubro 2017
- MAPA (2017) “Sumário Executivo –Milho em Grão–”, Outubro 2017
- MAPA ウェブサイト <http://www.agricultura.gov.br/assuntos/relacoes-internacionais/estatisticas-de-comercio-exterior> (2018年2月20日閲覧)
- MAPA ウェブサイト <http://indicadores.agricultura.gov.br/QvAjaxZfc/QvsViewClient.aspx?public=only&size=long&host=QVS%40masrv1005&name=Temp/ec9140cfe907414aaf009f1e133c39af.html> (2018年2月20日閲覧)
- MMA. Ministério do Meio Ambiente ウェブサイト <http://www.mma.gov.br/biomas> (2018年2月19日閲覧)
- MT. Ministério dos Transportes (2007) “Plano Nacional de Logística & Transportes (Abril 2007)”
- MT (2017) “Portos e Aviação Civil, Corredores Logísticos Estratégicos –Volume 1 Complexo de Soja e Milho– (Versão 1, 2017)”
- Miranda, E.E (2017) “Sustentabilidade, Limites & Principios de Humanidades”, EMBRAPA
- Mueller, B & Mueller, C (2016) “The political economy of the Brazilian model of agricultural development: Institutions versus sectoral policy”, *The Quarterly Review of Economics and Finance* 62, pp.12-20.

- Mueller, Charles C (1988) “Conflitos Intragovernamentais e a Formação de Preços Agrícolas no Brasil”, *Pesquisa e Planejamento Econômico*, 18(3), pp. 685-708.
- OECD (2017) “Agricultural Policy Monitoring and Evaluation 2017 Part II: Developments in Agricultural Policy and Support by Country (July 2017)”
[http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=TAD/CA/APM/WP\(2017\)12/FINAL&docLanguage=En](http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=TAD/CA/APM/WP(2017)12/FINAL&docLanguage=En) (2018年2月19日閲覧)
- Reydon, B.P & Fernandes, V.B. (2012) “Land Grab or Land Acquisitions: Lessons from Latin America”, *The Global Farms Race: Land Grabs, Agricultural investment, and the scramble for Food Security*, Island Press
- Roberto, José Ferreira Savoia (2013) “Agronegócio No Brasil Uma Perspectiva Financeira”, Saint Paul Editora
- Tamarindo, U.G.F & Pigatto G, Braga Junior, S.S (2017) “Aquisição de terra rural Brasileiras com a participação de estrangeiros: Uma análise das restrições jurídicas, da jurisprudência e dos possíveis impactos econômicos decorrentes ao agronegócio”, *Brazilian Journal of Biosystems Engineering* v.11(3), pp.247-264
- Toredo, M (17 de setembro de 2017) “Criticada por ambientalistas, venda de terras para estrangeiros volta à tona”, Folha de São Paulo,
<http://www1.folha.uol.com.br/mercado/2017/09/1918963-criticada-por-ambientalistas-venda-de-terras-para-estrangeiros-volta-a-tona.shtml> (2018年2月19日閲覧)
- Truffi, R (16 de fevereiro de 2017) “O governo Temer prepara MP para a venda de terras a estrangeiros,” CartaCapital,
<https://www.cartacapital.com.br/politica/governo-temer-prepara-mp-para-venda-de-terras-a-estrangeiros> (2018年2月19日閲覧)
- UOL Notícias (29 de março de 2010) “Governo lança PAC 2 para investir R\$ 1,59 trilhão e impulsionar campanha de Dilma,”
<http://noticias.uol.com.br/especiais/pac/ultnot/2010/03/29/governo-lanca-pac-2-para-investir-r-159-trilhao-e-impulsionar-campanha-de-dilma.jhtm%20> (2018年2月19日閲覧)
- USDA. United States Department of Agriculture (2017) “Brazil Soybean Transportation”, March 10, 2017
- USDA (2017) “Brazil Soybean Transportation”, August 25, 2017
- USDA (2016) “Corn and Soybean Production Costs and Export Competitiveness in Argentina, Brazil, and the United States”, June 2016
- USDA (2017) “Soybean Transportation Guide: Brazil 2016”, May 2017
- WWF. World Wide Fund for Nature ウェブサイト
https://www.wwf.org.br/natureza_brasileira/questoes_ambientais/biomas/bioma_cerrado/mapa_bioma_cerrado/ (2018年2月19日閲覧)

- ¹ 国家食糧供給公社 (CONAB) が取り扱うブラジルの穀物 (grão) の概念には、コメやトウモロコシのほか、綿や大豆等の油糧種子を含む。
- ² <http://www.geografia.seed.pr.gov.br/modules/galeria/detalhe.php?foto=348&evento=5>
- ³ http://www.lerf.eco.br/img/publicacoes/Alvares_etal_2014.pdf
- ⁴ ブラジルの生態系は、アマゾン地域、セラード地域、カーチンガ地域、大西洋岸森林地域、パンタナル地域、パンパ地域の6種類が存在する。ブラジル環境省ウェブサイト <http://www.mma.gov.br/biomas>
- ⁵ <http://www.iea.sp.gov.br/out/verTexto.php?codTexto=1184>
- ⁶ セラード地帯は、従来、農業に適さない乾燥地帯と考えられていたが、1959年サンパウロ大学のフェリ (Ferri) らにより、土壌の化学的要因が貧しい植生の背景である判明した。以降、ブラジル政府は、土壌改良を主体に同地帯の開発は進め、1979年には日本もセラード開発計画 (Prodecet) を立ち上げ、開発に関与した。『現代ブラジル辞典』新評論 pp133-134)
- ⁷ 北アフリカのモロッコ西方、大西洋上にある島。1420年にポルトガル領に組み込まれて以降、ヨーロッパの伝統的な小麦栽培と、黒人奴隷という労働力に依拠したサトウキビ栽培を始めた。
- ⁸ Fausto, Borris (1995) pp. 266-267
- ⁹ 1891年に発布されたブラジル共和国憲法により、連邦制が導入され、州という自治権を有した行政単位が誕生した。Fausto, Borris (1995) pp. 249-250
- ¹⁰ Decreto N8,852 de 20 de Setembro de 2016
- ¹¹ 2000年からMDAの監督下にあった国立植民農地改革院 (INCRA) を、2016年に大統領府官房庁の直轄下とした。INCRAは、1970年の法令1,110号により制定された、ブラジルの農地改革や国土開発を司る機関である。
- ¹² CONABウェブサイト <http://www.CONAB.gov.br/CONAB-quemSomos.php>
- ¹³ EMBRAPAウェブサイト <https://www.embrapa.br/quem-somos>
- ¹⁴ 安達 (2013)
- ¹⁵ 『農牧業計画2016/2017』には、天候リスクにおける農業ゾーニングについても言及されている。同ゾーニングは、EMBRAPAと協力して、土壌・天候・作物等に関するヒストリカルデータを科学的に解析することで、作付けの適正なタイミングを割り出し、生産者が直面する天候リスクの極小化を図る。2016/2017年度においては、44作物が分析対象となっている。
- ¹⁶ BNDESは、ブラジルの産業育成やインフラ開発を目的に、1952年に創設された。BNDESウェブサイト <https://www.bndes.gov.br/wps/portal/site/home/quem-somos>
- ¹⁷ 同図上の「適用金利定め 有り」の示すところは、政府によって貸出金利の上限が設定されているものであり、「適用金利定め 無し」については金融機関と借入人の合意に基づく市中レートが適用される。また、TJLPはCMNにて定められる長期金利を示しており、BNDES経由の中長期ファイナンスのベースレートとして利用される。インフレターゲットレートとリスクプレミアムを勘案して4半期ごとに計算されるため、市場調達レートとは乖離がある。そのため、TJLPに代わり、市場調達レートを参考値として計算される新しい長期金利ベースレート TLP が、2018年1月1日から適用される。
- ¹⁸ 金融機関が保有する顧客性預金の平均残高が70百万レアル以下の場合は、この義務から免除される。
- ¹⁹ 最低価格は、作物別・地域別に設定されている。作物については、穀物以外にも、オレンジや牛乳等の30種類以上の農産物に定められている。
- ²⁰ Hage [2012, 17頁]によると、2004年頃から問題意識があったとされる。
- ²¹ トウモロコシ (第1作) は、南部・南東部を中心に8月から12月の間に作付けされ、翌年1月から6月の間に収穫される。トウモロコシ (第2作) は、中西部を中心に1月から3月の間に作付けされ、5月から9月の間に収穫される。
- ²² USDA “Oilseeds : World Markets and Trade” (October 2017)
- ²³ <http://atividadarural.com.br/artigos/503eaf5f5ed92.pdf>
- ²⁴ 法律13,623号/2016年にて、ディーゼルに対するバイオディーゼル混合比率を、2017年3月末までは8%、2017年4月から2018年3月末までは9%、2018年4月から2019年3月末までは10%と定められている (出所: <http://www.anp.gov.br/wwwanp/biocombustiveis/biodiesel>)。
- ²⁵ 国家石油・天然ガス・バイオ燃料監督庁 (ANP) 統計資料の2017年9月時点の値。(出所: PERFIL NACIONAL DE MATÉRIAS-PRIMAS CONSUMIDAS PARA PRODUÇÃO DE BIODIESEL1)
- ²⁶ <http://jp.camaradojapao.org.br/brasil-business/advocacia/custo-brasil>
- ²⁷ <http://www.doingbusiness.org/~media/wbg/doingbusiness/documents/profiles/country/bra.pdf>
- ²⁸ 基準年は若干古いだが、【USDA 2016】のレポートに、2010年時点のブラジル中西部に位置するマトグロッソ州および米国中西部の大豆生産コストの比較について言及されている。ブラジルは、肥料や農薬などの投入財は輸入品で賄うことや、金融費用や税金・保険に関するコストが嵩むことから、これらの点では米国よりコストが高くなる。一方、土地関連費は、ブラジルは米国より大きく優位性がある。
- ²⁹ UOLの報道によると、2010年3月29日に、ルーラ政権は、PACの後継計画として、2011年から始まるインフラ投資計画「経済成長加速化計画 (PAC2)」を発表した。この時点で、2011年から2014年までに9,589億レアル、2014年以降には6,316億レアルと、合計1兆5,900億レアル以上の計画であった。